

令和6年 第4回全員協議会会議録

令和6年2月16日 議員控室

○事 件

町長報告事項

- (1) 令和6年度予算概要について（財務課）
- (2) 組織機構の改編について（総務課）
- (3) 北海道新幹線、新八雲（仮称）駅周辺整備計画策定支援業務の進ちよくについて（政策推進課）
- (4) 北海道新幹線、新八雲（仮称）駅デザインアンケート結果について（政策推進課）
- (5) 鉛川観光施設関連について（商工観光労政課）

○出席議員（14名）

議長	千葉 隆 君	副議長	黒島 竹満 君
	赤井 睦美 君		佐藤 智子 君
	横田 喜世志 君		大久保 建一 君
	関口 正博 君		宮本 雅晴 君
	倉地 清子 君		三澤 公雄 君
	牧野 仁 君		安藤 辰行 君
	斎藤 實 君		能登谷 正人 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員（14名）

町長	岩村 克詔 君	副町長	成田 耕治 君
総務課長	竹内 友身 君	財務課長	川崎 芳則 君
財務課長補佐	南川 達哉 君	財政係長	千代 貴大 君
総務課長補佐	相木 英典 君	人事厚生係長	山本 貴志 君
政策推進課長	川口 拓也 君	政策推進課長補佐	宮下 洋平 君
新幹線・公共交通係長	長谷川 佳洋 君	新幹線・公共交通係主任	岡島 孝明 君
商工観光労政課長	井口 貴光 君	商工観光労政課長補佐	南川 隆雄 君

○出席事務局職員

事務局長	三澤 聡 君	事務局次長	成田 真介 君
庶務係長	菊地 恵梨花 君		

◎ 開会・議長挨拶

○議長（千葉 隆君） それでは定刻になりましたので、第4回全員協議会を開催いたします。

◎ 町長報告事項

○議長（千葉 隆君） 早速、町長報告として（1）令和6年度予算概要についてご説明をお願いいたします。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） それでは財務課から令和6年、新年度の予算概要について、その概要がまとまりましたので、課長補佐からご報告させていただきます。

○財務課長補佐（南川達哉君） 議長、財務課長補佐。

○議長（千葉 隆君） 財務課長補佐。

○財務課長補佐（南川達哉君） それでは、令和6年度予算概要について、特徴的な事項を中心に説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。資料1ページは、八雲町の各会計予算の規模を表に示したものであります。

一般会計、特別会計、企業会計を合わせた全会計の予算規模は、335億1,462万1千円で、前年度対比23億8,533万5千円、7.7%の増であります。

なお、熊石地域簡易水道事業会計、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計は令和6年度より企業会計に移行となるため、令和5年度予算額は特別会計での予算額を計上しております。

一般会計の予算規模は、165億2,300万円で、前年度比6億4,800万円、4.1%の増でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。上段が一般会計歳入内訳と、下段が歳出性質別内訳でございます。

歳入の特徴的な事項としまして、町税は19億8,687万6千円で、過去の実績及び地域経済の動向を勘案し、前年度対比1,201万円、0.6%の減であります。

地方交付税は、地方財政計画を考慮し、52億331万4千円で、前年度比4,524万6千円、0.9%の増であります。

また、交付税振替財源として臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は、52億2,041万4千円で、前年度対比1,634万6千円、0.3%の増であります。

国庫支出金は前年度対比26.8%減の9億6,716万5千円、道支出金は前年度対比3.2%増の7億4,689万6千円で、各種施策事業の執行予算に対応した計上であります。

繰入金は、内訳としまして、ふるさと応援基金33億2,280万円、公共施設整備基金3,230万円、森林環境譲与税基金2,351万2千円のほか、財源不足に対応するため、財政調整基金2億5千万円、合計で36億2,861万2千円の繰入であります。

町債は、10億8,080万円で新役場庁舎等整備事業をはじめ、熊石関内地域会館整備事業などの普通建設事業に対応したほか、臨時財政対策債として1,710万円の計上であり、前年度対比1億2,570万円、10.4%の減でございます。

次に歳出でございます。

人件費は、前年度対比 0.2%減の 25 億 4,251 万 8 千円、物件費は、電気料、燃料費などの価格高騰によるもの及び電算関係事業などから、前年度対比 13.2%増の 26 億 7,845 万 4 千円、維持補修費は八雲運動公園整備事業などから、前年度対比 0.4%増の 3 億 5,094 万 6 千円、扶助費は、障がい者自立支援給付費などから、前年度対比 5.3%増の 16 億 2,246 万 9 千円、補助費等は、前年度対比 32.6%増の 24 億 8,688 万 6 千円でございます。

熊石簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業が令和 6 年度より企業会計へ移行することにより、性質別により繰出金に計上していた予算が補助費等と投資及び出資金へ変更になったことに伴う増額となっております。

普通建設事業は、令和 6 年度においては新役場庁舎等整備事業のほか、熊石関内地域会館整備事業などがありますが、熊石総合センター大規模改修事業、八雲中学校大規模改修事業などが令和 5 年度で事業終了となったことにより、前年度比 10.2%減の 22 億 6,750 万 6 千円でございます。

投資及び出資金は、病院事業会計、下水道事業会計などの企業会計への繰出金などにより、前年度対比 30.5%増の 3 億 5,644 万 2 千円であります。

病院事業に対する繰出金は、性質上、補助費等と投資及び出資金に含まれており、総合病院へは元利償還金及び奨学金貸付などの増により前年度対比 4,536 万 4 千円の増で 11 億 6,226 万 5 千円、国保病院へは元利償還金及び奨学金貸付などの増により前年度対比 474 万 8 千円の増で 2 億 2,751 万 1 千円、合計で 13 億 8,977 万 6 千円でございます。

続きまして、3 ページをご覧ください。歳出目的別内訳は、ただ今ご説明いたしました歳出性質別経費を款ごとに整理し、前年度との比較を表した資料でございます。

職員費につきましては、令和 5 年度までは 1 款議会費から 10 款教育費までのそれぞれの款・項の区分ごとに会計年度任用職員の予算を計上しておりましたが、会計年度任用職員制度の導入を踏まえ、予算の性質上、物件費から人件費へ移行し、また、事務の効率化と簡素化を図るため、令和 6 年度から職員と同様に職員費へ計上したことにより、4 億 9,723 万円の増となっております。

次に 4 ページから 9 ページにつきましては、令和 6 年度の主要事業としまして、表にまとめておりますので、ご参照願いたいと思います。

続きまして、10 ページをご覧ください。八雲町の財政状況でございます。平成 28 年度から令和 4 年度までは決算による財政推移、令和 5 年度・令和 6 年度は当初予算における財政推移を参考までに添付をしております。

下段の基金残高の推移であります。令和 5 年度末の基金残高は 128 億 3,900 万円、令和 6 年度末では 107 億円を見込んだところですが、令和 5 年度の決算状況や令和 6 年度の予算執行状況により変動することが見込まれるところあります。

最後になりますが、連結する全会計における需要は年々変化しており、それらを踏まえ、改めて財政試算を行うこととしております。

つきましては、3 月定例会に向けて中期的財政試算をお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（千葉 隆君） ただいまご説明を受けました、令和 6 年度予算概要について、議員の皆さんから質疑を受けたいと思いますが、何かございませんか。

○議員（牧野 仁君） はい。

○議長（千葉 隆君） 牧野さん。

○議員（牧野 仁君） 10 ページの八雲町の財政状況の中で人件費なんですけど、28 年度から見て今年度見たら 125%人件費が増額になっていますが、その要因は主にどんな、5 億以上増えていますよね。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） これは先ほどちょっと触れておりましたが、令和 2 年度から臨時職員という扱いで物件費扱いだったんですね、それが会計年度任用職員ということで正職員と同じかたちになりまして人件費扱いとなりました。それで、2 年度から人件費が伸びてるということでご理解をお願いいたします。

○議員（斎藤 實君） 一点だけ。

○議長（千葉 隆君） 斎藤さん。

○議員（斎藤 實君） 繰り出し金ありますよね、去年は 15 億で、今年は 9 億 4,800 万ですが、これ減額計上しているというのはどういう意味ですか。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） こちらも先ほどちょっと触れていましたが、熊石の簡易水道事業、そして下水道事業、あと集落排水事業、これらが令和 5 年度までは特別会計ということで繰り出し金に計上しました。

それが 6 年度から企業会計に移行するというので、投資および出資金あと補助費等で振り分けされたということで減額になっております。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○議員（横田喜世志君） 主要事業の部分なんですけど、見ていったら、たとえば 7 ページ熊石漁港ふれあい広場整備事業ってこの間、総務委員会にかかったように、舗装化するって反対意見が出たと思うんですけど、そういうのも。

○議長（千葉 隆君） 一点ずつ。

○議員（横田喜世志君） そういう意見もあったんですけどもこうやって事業化されてるんですけども、これは今云々って言っても変更するとか今取り下げるってそういう話にはならないんですよ。要は議会に予算議会にかかるってことですよ。

○議長（千葉 隆君） 総務常任委員会を出て、多くの方が反対していたということですが、このまま予算計上するんですかって聞いているだけです。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この予算については上程するというので、常任委員会の意見も聞きました。

しかしながら、横田議員さんも去年のフェスティバルに行っていないと思いますが、私も行きまして大変ぬかるみで大変だったという思いがあって、これもまた芝生に戻すということは舗装するお

金がかかるという認識はしていましたが、更に熊石の観光協会や熊石の皆さんにこれからお金がかからないとしてイベントを続けるとしたら舗装がいいだろうということでしたので、町としても芝生であれば未来永劫お金がかかりますが、舗装であれば 20 年以上お金がかからないということを見据えて舗装ということで上程するということで考えましたので、よろしくお願ひいたします。

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○議員（横田喜世志君） それはそれとして今のところわかりました。

それで次はね、サーモン種苗生産施設整備事業のことなんですけれども、以前の話でいけば要は取水に絡んだ話だと思うんだけど、それを取水できるかどうかもわからないのに予算計上するってことなんですか。

○財務課長補佐（南川達哉君） 議長、財務課長補佐。

○議長（千葉 隆君） 財務課長補佐。

○財務課長補佐（南川達哉君） そちらの今の流量調査や実施設計の話だと思いますが、そちら水利権変更の申請に必要な事業となっております、道との協議によりましてどうしても流用検証をしてほしいということをおっしゃっております。

それで、今回予算計上させていただくんですけれども、それと同時に実施設計も進めて行くということで今回、両方計上させていただいているということでございます。

○議員（横田喜世志君） はい。

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○議員（横田喜世志君） 要は施設の実施設計をしないとしないといけないんですけど、それで水利権が確保できるようになる。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○議員（大久保建一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保建一君） 6 年度は 165 億でそのうち先ほど説明でいけば、ふるさと納税の基金から 30 億くらいですか、それで今のニュースなんかを見たら都市部なんかは実際に住んでいるところのサービスも、要は住民が住んでいるところに納税しないでこういう制度に乗ってしまっている。

それで、いずれこれは考え直される時期が来ると思うんです。160 億のうち 30 億がふるさと応援寄附金の基金からの歳入ということであれば、後戻りできない状態になってくるんじゃないかなって思うんですが、町長は基金の残高があるから大丈夫と考えているのか、そこら辺の考え方、今どういうふうを考えているのか教えてほしいんですけれども。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議員がご指摘のとおりですね、最近 6 年度を含めて予算編成上、やはり八雲町の部分についてほかの団体もそうですが、基金に頼らざるを得ない状況だと思います。ただ今八雲町においてふるさと応援寄附金が寄附者の意向に沿ったかたちで寄付を募っていて、それを翌年度以降の財源として充てていかなければならないって記憶があります。

なおかつ、先ほど一番最後に収支状況もございましたが、この収支状況についても見込んでいるので、今実際の話、令和5年度の決算を迎えると、まだ基金が上積みされる可能性が非常に高いと思います。そういった部分からも有効に基金を活用する部分と、確かに今役場庁舎やこれ合併特例債の期限があるので、そういった有効期限内に庁舎を建設するという部分で今やらなければならない事業だとかそういった部分で基金を充てていくという方法で今財政運営しておりますので、いずれふるさと納税がなくなるということも我々も考えているので、それに対応した今後財政運営を少なからず頭に入れながら財政運営を図っていかなければならないと考えています。

○議員（大久保建一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保建一君） じゃあふるさと納税がなくなったときの準備もし始めてるって解釈でいいんですか。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） し始めているというか、その部分も今まだ言い方がちょっと変かもしれませんが基金が一定程度、毎年上積みされているので、その基金はやっぱり寄附者の意向に沿ったかたちで充当して、使わないわけにはいかないのでそれは有効に配分すると。

それと、先ほども言いましたが、やらない事業もありますし、継続的な教育、社会福祉、基盤整備やそういった事業はやめられませんので、そういった事業に充てていくと。

なおかつ、先ほども申し上げましたが、ふるさと納税がいつなくなるかわからないので、そういった時期が来たらそういった対応もしていけないと、当然していかないとならないと思うので、今も始めているってわけではないですが、そういったことで財政運営をしているということでご理解いただきたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 始めていると言いませんでしたが、実際に少しずつ始めてまして、議会にも報告をしているとおり、毎年、北海道債を5億ずつ買っていますので、今やっと20億いきました。これをあと6年続けると50億になりますので、これは北海道債10年で買っているの、前回は全協で説明したとおり、今0.8割でだいたい5億で400何十万、多分来年度はもっと上がると考えますので、だいたい5、6千万のお金が毎年道債から金利として返ってくると考えています。

さらに先ほど財務課長が説明したとおり、毎年赤字じゃありませんので、基金を積み上げています。先ほど基金を全くの想定であります、140億は超えてくるんじゃないかってことで、今回特にふるさと納税が多かったということでふるさと納税に頼る財政運営はしていないけれども、これから使うものもあるので慎重にやっているということで理解していただけたらと思います。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

○議員（牧野 仁君） はい。

○議長（千葉 隆君） 牧野さん。

○議員（牧野 仁君） 今、大久保さんの意見聞いて将来のことを町長も話をして、これから過疎化、人口減少進行が最近コロナでかなり進んでいる気がしてるんですが、コロナ禍で6ページの病院事業会計の繰出金、将来の社会保障についての考えをお聞きしたいんですが、やはり病院を二つ

持つと経営もこれから大変厳しくなると思いますが、これに対して今の院長になってから5、6年経ちますが、今までのまま院長体制でいくのかどうか、将来的にどういう考えがあるのか聞かせてもらえたら。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この病院はですね、地域にとってなくてはならないものという認識と、さらにもう一つは病院が経済的にも雇用を生んでいるということもあり、国保病院、総合病院は町としては必ず維持をしていかなければならないと思っています。

ただ、財政に影響があるので、今北海道や国に対して何とか財政支援しろと強制的にやっていますので、これからさらに地域を守っていく、さらに我々としたらこの病院があればここに定住する、いろんな機能がありますが、そういう役割を果たしていますので、経済的、いろんな部分に対してもこれを守っていきたいということですが、これは長期にわたって人口が減っていくともうちよと縮小しないとないって考えることも出てくる可能性があるということも考えながら、今の院長先生もあと3年でありますので、両方の院長先生、熊石の院長先生も同じ歳ですから、この2、3年で院長先生と相談しながら次のことを検討していきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議員（牧野 仁君） はい。

○議長（千葉 隆君） 牧野さん。

○議員（牧野 仁君） もう一点、労働費のU・Iターンの件、これはありがたい。商工業もそうですが、今はご存じのとおり人手不足と言われています。そんな中で今人口減少の話をしましたが、やはり自然現象も含めて社会現象もこの要因だと思いますが、私も10年前に一般質問させてもらって地域の将来を考えた場合に担い手をどう育てるか、ここを政策として町長自ら汗をかいて最近くれています、更に何か考えがあったらお聞きしたいんですが。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この赤井議員さんの質問がありました、熊石だけではなく全町的なことで考えたほうがいいって意見をいただいていたので、来年度は人口減少対策をする本部を立ち上げようということで準備を始めています。

これは牧野議員さんがおっしゃっているとおり、今準備を始めています。牧野議員さんがおっしゃっているとおり、本当に人口減少が大変だということと、さらに呼び込むには住宅や場所だとか、そういうのも必要だということで、全町的に考えていくって思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○議員（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○議員（赤井睦美君） 2ページで教えてください。基本的なことなので申し訳ないです。

先ほど二つの病院でだいたい13億8千万円で、それは補助費と投資及び出資金から出されるとお聞きしたんですが、これは基準内ってものの金額が約二つで13億8千万円でよろしいですか。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 病院の繰出金の基準内かについて、令和5年度までは基本的には基準内ってかたちで整備しておりました。これは国からの総務省から通達されている繰出基準に基づいて算出しておりましたが、今回6年度から一部見直しをしています。

その内容は企業債と過疎債って病院で借りるんですが、過疎債については病院の総務省の基準では全て基準内の扱いになっているんですが、それだとやはり7割交付税措置されて、それを一般会計から病院に7割相当分を出さないと病院のほうでは経営的な部分があるので、その部分を全て今までは基準内としてやっていたんですが、7割のうちの50%、これを基準内、残りの2割を基準外って扱いに改めています。

相対の金額は変わりませんが、そこを変更しているという部分と、あともう一つ奨学金、医療従事者の奨学金の関係ですが、これは国の基準には基準内って扱いではないです。これは基準外って扱いで計上しています。

ですから、過疎債の2割の部分と先ほどの奨学金の全額、これが基準外ってかたちで6年度から整備します。

○議員（赤井睦美君） はい。

○議長（千葉 隆君） 赤井さん。

○議員（赤井睦美君） 先ほど町長もおっしゃったように、やっぱり病院があることで転勤族の人は安心して八雲町に来るって意見が多いんですね、だから病院を大事にしていきたいと思っておりますが、収入は見積もっていますとおっしゃっていましたが、この基準内基準外を含めて支出の部分は少しは緩めに見てるの、それとも支出も固く見てるんですか。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 病院の繰出金についてはきちんと整理して項目ごとに整理してゆるくはないですが、きちんと固く見積もって出しているということでもあります。

○議員（赤井睦美君） ありがとうございます。

○議長（千葉 隆君） あとあまり予算内容の質疑になると事前審査になりますので、あとについては予算委員会のほうで審議ということで、それまでの予算審議にあたっての概要について事前にどうしても提示されている部分について質疑があったら受けていきたいと思いますが。

○議員（関口正博君） ごめんなさい、私は総体的なことになるとは思いますけれども。

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 今先ほどから将来人口減少へ向けてという部分の話と、人件費がどんどん再任用も含めて上がっていつているという話もありましたが、業務の効率化を図るということは非常に大事な視点であると思いますし、以前町長も町のDXも積極的に進めたいってお話もありました。

いずれにしても将来的に財政的に厳しくなっていくということは当然のことであるでしょうし、業務の効率化を図るというのは近隣の町村を見ても意外に若い町長のところはそこに一生懸命取り組んでいる感じはするんですね、それで議会もそうなんです。なかなかその部分が進んでいかない。業務の効率化を図って人件費の圧縮を図るだとか、要は将来見込まれる人が入ってこないってことも当然想定される中で、今からでもそれくらいな感じなんだろうなと思うんですが、情報政策室か

ら報告を受ける分には一生懸命進んでいる気がするんですが、ただやっぱり八雲は自治体としては規模が大きいという意味においてはちょっとDXの部分が見えてこないのかな。その部分のこれからの取り組み、町長はどのように考えていますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 八雲町はこのITだとか遅れていると思っていません。それでほかの町村になかったこの情報政策室はずっとありましたので、これは他の町からも大変進んでいると思われています。さらにこの私はこの今ITとDX化も含めますと職員は増やさないとないと思っています。これは両方進むときには必ずそれはふるさと納税も使いながらこれは人件費、人が増えても両方やりながらどこかでITで人件費を削減していくってことに入ると思います。

ところが過渡期は二つになっていくと考えていますし、さらに今回、今年度熊石地域で簡易郵便局で町の業務を委託していただきました。これも来年度もう一回調査、精査しながら郵便局には全てそういう熊石にも二つありますし、落部や山越とかそういうところに委託すると人件費の削減にもなっていくし、地域の人方も使いやすいということも見ながらやっていくと。

さらにコンビニの支払もやっていくということと、これから役場庁舎ではお金を扱わないということも指示しながら進めて行くと。

ただし、なかなか職員がですね、IT関係の人が入ってこないってこともあるので、それも情報政策のほうと人数、今二人しかいませんがやっと三人にしたら職員が今二人いるので、なんとか5人6人って組織にしながら進めたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議員（関口正博君） はい

○議長（千葉 隆君） 関口さん。

○議員（関口正博君） 町長おっしゃるとおり、それに取り組む最中というのは当然お金がかかるのはよく理解できます。内部的に情報政策室は本当に一生懸命にやっただいていっているんですが、その部分を逆に外部に委託するって考え方はないんですかね、そういうふうにして強制的に進めて行く視点も必要なのかなと思いますけどどうでしょう。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） これも大変難しい質問で、外部に委託するとですね、当初安くてもどんどん上がっていくといういろんな物もそうですが、最初は安いんですけども、そこに頼るとそこしか頼れなくなるということで、先ほど言ったとおり、ほかの町はすべてやっています。

ところが、八雲町は全然町長さんからきちんと情報政策室を持って精査しながら進めてきたので、その辺安価でやっているということで、大変認められていますので、その辺、関口議員さんがおっしゃっているとおり両方を見据えながら、ただど一方に頼ったら民間はどうしても上がってくるので、そんなことしてもこっちもわかっているぞって言いながらやるのが良いことだろうって考えていますのでご理解いただきたいと思っています。

○議長（千葉 隆君） ということで皆さん今日質疑したことは深追いして予算委員会でも活発化した議論をお願いして、このことについてはこれでよろしいですか。

（「はい」という声あり）

【財務課職員退室】

【総務課職員入室】

○議長（千葉 隆君） それでは（２）組織機構の改編について総務課のほうからの説明になりますが、報告をお願いいたします。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） それでは令和６年４月１日からですね、組織機構一部見直しということをご予定しておりますので、その内容について総務課長補佐から説明します。

○総務課長補佐（相木英典君） 議長、総務課長補佐。

○議長（千葉 隆君） 総務課長補佐。

○総務課長補佐（相木英典君） それでは総務課より組織機構の改編についてご報告させていただきます。

一点目はサーモン推進室の廃止です。サーモン推進室は２年前の令和４年４月に新設されました。主な業務はサーモンの養殖に関すること、加工流通販売の促進強化に関することを北海道職員からの派遣職員を中心に担当してきました。

このたび北海道職員の派遣期間が令和６年３月３１日をもって終了することから、サーモン推進室の業務を水産課に移し、水産課でサーモンに関する業務を担当することといたします。

二点目は、危機対策課の新設です。現在、町の防災に関する業務は総務課で担当している、専属の担当者は１名のみとなっております。災害に対する危機意識が高まる中で、防災部門を独立させ、人員を増員した体制で今後の防災業務を担当していくと考えております。

危機対策課の担当業務は災害に関することと、防犯・交通安全に関することで、課の人員は５名程度を予定しています。またそれらの職員に合わせて国が証明する地域防災マネージャーを取得している自衛隊退職者を防災専門官として任用する予定です。

以上報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） それでは今ご報告を受けた件について、皆さんから質疑ございませんか。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） 最初、危機対策課って聞いたときに確かに防災と思ったんだけど、先ほどの質疑で人口減のことで言ってたから、これ人口減かって思ったんだけどもそうじゃなかったんですね。それで防災の部分で福祉課のほうで担っている地域防災要援護者、あれなんかもこちらのほうにくるのか、なんか一つにまとめる意味もあるのかなと思ったりするけれども、超えられない一線もあるし、その部分が相当遅れていると思うんですね、町内会の役割分担も含めて。課という以上はそこにチャレンジするのかなと思いますが、そんな考えですか。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 今、三澤議員がおっしゃりました要援護者の支援の関係でございますが、今現在、保健福祉課の高齢者福祉係で担当しています。当時は高齢者という面が多かったということでもちがが担当していましたが、今、保健福祉課と総務課と協議する中でこういったものも

防災のほうで、単独で課を作るのであればこちらのほうで担当したらどうだろうということで今協議しています。今協議の内容からですね、やはり防災のほうはそういった人員も体制組むので担当していくってことで考えております。

○議長（千葉 隆君） ほかに。なければよろしいですね。

【総務課職員退室】

【政策推進課職員入室】

○議長（千葉 隆君） それでは次に移りたいと思います。

それでは（3）北海道新幹線、新八雲（仮称）駅周辺整備計画策定支援業務の進捗状況について、政策推進課長からご報告をお願いいたします。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） では議長からもありました、本日二点ご報告がございます。

なお、資料のほうですが、皆さんには事前に配付させていただいておりますので、説明のほうは掻い摘んで簡単にさせていただきます。

では初めにですね、報告事項1、北海道新幹線、新八雲駅周辺整備計画策定支援業務の進捗よくについてでございます。

別添の資料1、1ページをお願いします。ここでは計画策定業務の概要を記載しております。計画策定の期間は令和5年度、6年度の2か年でございまして、受注業者の支援を受けながら、整備計画を策定していくものでございます。

つづいて2ページをお願いします。ここでは業務工程について記載しております。本計画の策定にあたりましては、町内関係団体や一般公募から構成されている、新八雲駅周辺整備推進会議で意見等を聴きながら策定していくこととしております。

また、若年層の意見もしっかり計画に反映させたいことから、推進会議とは別に八雲高校生からワークショップ形式で意見を聴くことといたしました。

3ページをお願いします。ワークショップについては、八雲高校から推薦のあった2年生、10名を高校生委員に委嘱して、昨年、計2回、開催しております。ワークショップの内容については記載のとおりでございますが、新駅周辺にあつたら良いものなど、活発に議論されておりました。今後、町としても、多数出された内容を計画に反映できるよう整理していく予定でございます。

4ページをお願いします。これは、新八雲駅周辺図になります。道道八雲・北檜山線から新駅舎に向け通じる、アクセス道路、ロータリーにつきましては、北海道で整備することとなっております。黄緑色の屋外駐車場については、八雲町が整備することとなっております。また、赤枠で囲まれた部分を今後どのようにしていくか、いわゆるゾーニングについては、今後、整備計画に示していけるよう検討を進めていきたいと考えております。

5ページをお願いします。これは、現在検討を進めている駐車場の仕様でございます。先ほど申し上げました推進会議で議論しておりまして、そのなかで一部でも屋根があれば助かる、屋根がある場所は有料でも停めたいなど、意見を頂戴しているところであります。

町としては、こういった意見等を参考にしながら、整備費や維持費なども考慮のうえ、どのような仕様にするのか、まとめていく予定であります。

6 ページをお願いします。ここでは、計画策定業務と直接関係ございませんが、新幹線関連の各関係機関のスケジュール案を示しております。

八雲町分は、一番下の段で、整備計画を策定したのちに、計画に基づき用地取得や各種設計を令和7年度から本格的に進めるスケジュールとなっております。

以上簡単ですが報告事項の説明とさせていただきます。

○議長（千葉 隆君） それでは今ご説明があったことについて皆さんのほうから質疑を受けたいと思いますが、特にございませんか。ないようですので、次のご説明をお願いいたします。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） それでは続きまして、報告事項2、北海道新幹線、新八雲駅デザインアンケート結果についてご説明させていただきます。

別添の資料2をご覧ください。既に先週、北海道新聞にアンケート結果が掲載されたため、皆様もご存知かとは思いますが、本日改めまして、簡単に駅舎の各デザイン案とアンケート結果についてご説明いたします。

まず1ページをお願いします。

まずA案についてですが、牧歌的原風景を未来へと継承する新たな調和の駅ということで、外装を自然な味わいで質感のある色彩とし、見る人の想像力をかき立てるようなデザインとなっております。

続いて2ページをお願いします。つづいてB案ですが、こちらは雄大な大地と木立の美しさを感じる駅ということで、シンプルな形状の中に森の木立をイメージし、木調の縦ラインをリズムカルに取り入れ、自然環境と一体感のあるデザインとなっております。

つづいて3ページをお願いします。3つ目のC案ですが、八雲の悠久な営み、情景を映し出す駅ということで、牛舎やサイロをモチーフにし、八雲の歴史・文化を表現するとともに、駅の出入口にサイロを模した塔状のシルエット部分を設けることで、駅機能としてもわかりやすいデザインとなっております。

4ページをお願いします。駅舎デザイン案の決定方法についてですが、報告事項1でも申し上げました、推進会議の委員からの意見も参考にした結果、全町民を対象にアンケートを実施することになりました。

アンケート内容については、ずばり、どのデザインが良いのか選んでもらうといった、単純形式を取り、町外の意見も参考にしたかったため、町外からも投票ができるようにさせていただきました。

募集期間や募集方法、周知方法については記載のとおりでございますが、若年層の意見もしっかり反映させたかったことから、町内の中学校、高校には別途周知いたしました。

この結果、合計で、1,588件の回答が集まりまして、内訳としては、A案が329件、B案が634件、C案が625件となりました。

5ページをお願いします。ここではアンケート結果の詳細な内訳を記載しております。

まず、町外を除く町民だけの件数でございますが、カッコ内に記載の件数であり、それぞれA案が198件、B案が571件、C案が449件となっております。

ご覧のとおり、町民だけの集計結果を見ますと、B案がC案に100件以上の差をつけ、断トツ多いことがわかります。

つづいて、町外分も含んだ全件の合計結果については、ここでもB案が634件とトップにはなっておりますが、C案との差はわずか9票差となっております。

この結果を見ておわかりかと思いますが、地元に住む町民と、町外の方では、B案、C案の人気度が逆になる、おもしろい結果となりました。

そして、これらの結果を踏まえ、2月7日開催の推進会議に報告したところでございますが、各委員からも最多件数のデザインを推薦することに異論等なかったことから、八雲町としてはB案を鉄道・運輸機構に推薦することといたします。

なお、推薦書は本年6月までに鉄道・運輸機構へ提出する予定としており、鉄道・運輸機構は推薦書受領後、駅舎の実施設計に移りまして、駅舎本体の建築工事は令和8年度から入る見込みとなっております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（千葉 隆君） 今ご説明を受けました案件について皆さんから何かございませんか。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） とても本当に興味深い数値が出たなと案が分かれると思うんですが11月17日に申し込みを締め切ってから、相当数時間をかけて町民のなんとか会議にかけたって言うんですが、そこまでの間にもう少し提案する内容をいくつか視点を変える提案もしたほうがよかったですかなと思うんです。

どうしてかという、当初、参考にするつもりがなかった町外票というのがB案が一番低いんですね。一方、中高生案がB案が一番大きいと。どっちがとるか分かるので、この二つの見方だけでもどういうふうに会議の進行で視点を促すかと、たとえば全体表で9票差であったらじゃあB案とC案で決選投票も考えられますよねって。

要するに町外票がA案C案が多かったからその人たちがB案C案に絞った場合にどんな判断をするか。そして町内票でも130票くらいA案にあるから、その表がそれ以外の人たちがまた投票するかもしれないが、再度駅舎を考えるという意味で注目を浴びるって考え方もあると思うんですね。

なぜ、時間をかけたのにそういった整理というか視点を加えることがなく、ただ会議にかけただけでアンケート結果の、要するに方だけを表するというのは時間をかけたのに工夫がないんじゃないかって新聞報道を見ただけでもそう思う町民も何人か僕のほうに耳打ちするわけですよ。決定という書き方が報道でされていますから、ただ報告も6月まで云々って話であれば、何か決定の仕方、もう一工夫疑問が消えるアクションがあってもよかったですかなって思うんですが、どんなもんですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この駅のデザイン、駅舎のいろんな部分は町としたら一番はですね、金を出したくないということで、いろんな意見を入れると結局はその部分は八雲町が持ちなさいって話になるので、デザインも三つに絞ったのをいろんな話がどうするこうするってありますが、やはり

町はですね、駅舎にお金をかけたくなかったのが一番でして、私はですね、3番目のC案が私の希望なんです。私も同じ気持ちでした。

ところが、よくよく私もそれから何でC案にならないのかなって自分で問答しながら、ただ我々は今確かにあそこは畑で牧歌的な風景ですが、この新幹線というのは20年も30年も50年も使ったときに、やはり町民がまた皆さんが選んでですね、一票でも多いほうがいいということで協議会したので、これはやはり30年50年経ったときにですね、やはりあの辺もどういう状況になるかわからないということもあり、やはり票の多いほうに決めたということでもありますので、私もですね、納得をしているということでご理解をいただきたいと思います。私もC案がよかったと今でも思っていますが、ということでご理解をいただきたいと思います。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） 答弁になっているような、なっていないような。お金をかけないというのはどれになろうがお金はかけないことになると思うんですね。僕ら議会も気を付けてるんです。多数決はすべてではないと。要するに少数になった人達がいかに納得してもらえるかが議会の一番大事なことだと思っています。そうは見えないかもしれませんが。

そういったときに9票差という決まり方で、内部を見たらこういった視点の違う方向での集計だというのであれば、なんか特に町長はC案に思い入れがあったと。牧場の云々ってコンセプトがある中で、町民もそういう見方をしたときに、198票A案が新表としてもったいない。この人達がBとCのどちらかといったときにどんな判断をするのかといったほうが、結局3案の中で負けた2案が納得するやり方としては決戦投票って考え方がなぜ取らなかったのかなって最大の疑問。時間をかけていたのにやっていないというのがその答弁をお願いします。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 時間をかけたというか、元々推進会議の投票結果を諮るというのはあったんですが、なかなか推進会議、大人数なので集まらなかったという部分で多少そこまで時間がかかったって実情ですが、推進会議のやり方は相当いろんな議論が出てですね、その推進会議のメンバーも基本的には各団体の代表者や一般公募から集まった委員さんなので、当然町民の代表者だと思って私たちも受け止めて会議を進めているんですが、そこでもなかなかまとまらない中でいろいろ議論をした中で最終的にやはり町民の投票数 No. 1で決めようって結果が出ているから、そこを覆して別なことを町がやるということはなかなかできなかった。

ただ、先ほど三澤さんがおっしゃったみたいに、町外の意見をとった以上、町外の意見もこのようなかたちで出ているので、そこはこういう町外から観光で来られる方とか多いと思うんですが、そういう視点であるなら駅舎自体は全体を見ても、町民だけを見てもB案がトップなのでそこは今までの決定事項なので。

ただ、C案が多いのは否めないなので、そこは駅舎ではなくて今後何かを作る構築物とかそういった部分になんかそういった部分を取り入れていけばいいんじゃないかって意見が出たので、そこは我々のほうもこれから汲み取りながら推進会議の中でいろいろ、こういったところに考えていきたいなと思っています。

○議員（三澤公雄君） わかりました。小中高への主権者教育ってことで民主主義の普及を宿題と
思っていますが、それをやっていない大人に対してももうちょっと多数決がすべてではないという
ことはやらなきゃいけない社会課題だと受け止めました。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 気付かなかったこともあるので、これからその辺も活かしながら、これは
仕方ないとして活かしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○7番（倉地清子君） はい。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○7番（倉地清子君） 今の聞いて感想といますか、町長がこのアンケートとったときの答えを
町民からB案で出たとしても、きっとC案にするよって声を結構聴いてたんですが。

○町長（岩村克詔君） しなかったよ。

○7番（倉地清子君） この結果を見て僅差でも町長はこれを選んで、ちゃんと正直にやってると
いうのがあったのでホッとしています。実は中学生といろいろ絡みがあって、いろいろなほうから
お話を聞いていてB案がいいっていうのが多かったので、反映されたということは、これから駅舎
ができたときに自分たちが選んだのをちゃんと選んでくれたってことは良かったなって私は思っ
ていますってことを言わせていただきます。

○町長（岩村克詔君） ありがとう。

○議員（大久保健一君） 町長はそういう人だと思ってるんじゃないの。

○議長（千葉 隆君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 今回、ウェブのほうが多くて投票用紙の回答は少ないって部分見ると、年
齢層ややはり（聞き取り不能） というのは単に駅舎のことではなくて、牧場の中に駅というより
コンセプトを今まで前面に打ち出してきたコンセプトがあるんだけど、それにマッチするよう
な駅舎を多くの町民が選択しなかったということをやっぱりしっかりと分析すると思ったほうがい
いと思うので、その辺単に駅のイメージということでないこともやっぱり考えていく必要があると
思うので、その辺も調査の結果からやっぱりしてほしいということで。

ほかにこの件について何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） なければ次の鉛川のほうに移っていきたいと思います。

暫時休憩して11時15分から再開いたします。

<<休憩>>

<<再開>>

○議長（千葉 隆君） それでは若干早いですけれども、皆さん揃っておりますので、引き続き全
協を再開したいと思います。

それでは（５）鉛川観光施設関連についてご報告事項として商工観光労政課のほうからお願いいたします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 鉛川観光施設関連についてご報告いたします。

２月９日に開催された全員協議会において、これまで必要な修繕を行ってこなかったことから、契約に基づいて町の責任において鉛川レクリエーションセンターの修繕を進めるという方向性を確認していただいたところであります。

これに伴い、町が実施する修繕に必要な期間を考慮し、賃貸借契約の一部を変更することについてご報告いたします。

（１）町有財産定期建物賃貸借契約の一部変更について。

はじめに、①契約期間の延長でございます。現在は、令和６年３月３１日が契約期間の満了日となっておりますが、これを令和９年３月３１日に延長するものであります。

現在、修繕箇所の精査中でありますので、修繕期間がどの程度必要であるかは現段階では未確定であります。修繕規模が大きくなることが予想されますので、この状況を考慮して３年間の延長としますが、この期間中に修繕が終了した場合は、期間満了日を待たずに、残存価格を清算させた上で、無償譲渡することといたします。また、この取り扱いを明確にするために、この旨を契約書の中に１項加えることといたします。

なお、双方の合意によって契約期間を延長することが可能であることというのを、町の顧問弁護士に確認済みであります。

次に、②貸付料納付計画の延長でございます。

①でご説明しました延長後の契約期間に合わせて貸付納付計画も延長するものであります。

納付計画の延長に関しては、町の顧問弁護士に取り扱いを確認してありまして、契約書第２３条で、契約期間満了時に貸付料の累計額が残存価格相当額になったときに無償譲渡する特約が付されていることから、契約期間満了の終期と最終の支払い時期を一致させることが通常の手続きであるということを確認しておりますので、そのように取扱いをするものであります。

現在は、令和６年３月に残存価格の４９４万８００円を一括納付する計画になっておりますが、これを１０万円に変更するものであります。

令和６年度からは毎月１０万円の納付を継続し、令和９年３月に残存価格である１３４万８００円を一括納付する計画に延長いたします。

以上が、賃貸借契約の一部変更の報告であります。

本日、全員協議会での報告を終えましたら、契約変更の手続きを進めたいと考えております。

次に、（２）鉛川レクリエーションセンター給水管の漏水に伴う損害賠償金でございます。２ページをご覧ください。

１の事案発生状況であります。２月７日水曜日１４時３０分頃、有限会社ひらたから電話連絡があり、給湯ボイラーの給水管の老朽化に伴う漏水の影響から、ボイラー燃焼頻度が高まり、燃料費が高額になったため、賠償をお願いしたいとの申し出がございました。

給湯ボイラーと給水管の老朽化に関しては、平成 27 年から改修の要望を毎年受けておりましたが、前回の全員協議会でご説明したとおり、事業全体のバランス等を考慮し、改修を先送りしてきたものでありまして、適切な時期に改修を行っていけば、このような状況を防げたものであります。

なお、漏水を発見した時期は、令和 5 年 7 月でありましたが、発見時は漏水程度が低かったこと、令和 6 年度に老朽化対策事業補助金によりレクセンを改築する計画を進めていたことから、修繕は行わないこととしておりました。

4 ページに漏水の状況を写真で示しております。

複数の箇所から漏水が発生しておりまして、写真ですので漏水の勢いが分かりづらいのですが、表現としては、蛇口をひねった勢いで常に漏水している状況で、地面に浸透できずに水溜まりができていく状況からも漏水の勢いが判断できると思います。

2 ページに戻っていただきまして、2 の対応であります。

2 月 7 日、業者に応急処置を依頼し、8 日に漏水は解消しております。

賃貸借契約第 13 条において修繕義務とその費用負担の合意がなされており、町の修繕義務不履行によるものであることから、このことが原因で高額となった燃料費、灯油消費量が増となった分について賠償を行うもので、国家賠償法第 2 条第 1 項に基づく賠償であります。

次に 3 の賠償金の算定方法であります。

(1) コロナの影響を受けていない平成 30 年から平成 31 年を基準の年、比較対象の年とし、請求書により各月の灯油消費量を把握いたします。

(2) 基準の年における各月の伸び率を算出し、平常時の灯油消費量がどのように推移しているかを数値化いたします。

(3) 漏水の影響がない令和 5 年 6 月を基準月とし、漏水の影響がある令和 5 年 7 月から令和 6 年 2 月までについて、(2) で求めた伸び率を乗じて、漏水の影響を受けていなかったと仮定した灯油消費量を算出します。

(4) 仮定した灯油消費量と漏水の影響のあった実際の灯油消費量を比較し、増となった分を賠償対象とするものです。

ただ今ご説明した算定方法で算出したものが 3 ページになります。

(1) は、漏水の影響のあった各月の灯油消費量の比較と、基準年の各月の伸び率を算出した表になります。比較欄を見ますと、漏水の影響がなかった 6 月は、ほぼ同じ消費量であるのに対して、漏水が発生した 7 月以降は、明らかに消費量が増えているのが確認できます。

(2) は、漏水の影響のなかった令和 5 年 6 月の消費量を基準とし、伸び率を乗じて漏水の影響を受けなかったと仮定した各月の灯油消費量を算出した表になります。

(3) は、実際の消費量と、(2) で仮定した消費量を比較し、増となった消費量を賠償対象として、7 月から 2 月までの賠償金を算出しております。

損害賠償金は、合計で 49 万 22 円であります。

賠償金については、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく町長の専決処分事項の指定第 5 号の規定において、法令上、町の義務に属する 1 件の金額が 50 万以下の損害賠償の額を定めることについては、町長が専決処分をすることができることを議会から指定を受けておりますので、この度の損害賠償の額は、本日、全員協議会でご説明後、同日付で専決処分により対応させていただきたいと考えております。

また、損害賠償金の予算措置については、第1回定例会において、令和5年度予算補正により対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、修繕が必要な個所については、現在、その状況を写真で記録し、どのような状況にあるかを精査している最中であります。

精査が終了しましたら報告させていただきたいと考えておりますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 今、ご報告がありましたけど、皆さんからご意見を伺いたいと思います。何かございませんか。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○議員（関口正博君） この2番の漏水によつての損害賠償についてですけれども、これよく意味合いがわかりますし、それで一つ確認しておきたいんですが、給湯管が漏水しているということがありますが、給湯源泉自体から供給しているものでありますので、当然水道料だとか電気料だとかそのものは町側が払っているもので、今回の損害賠償には当然含まれない、あくまでもおぼこ荘さんの損害に関して関しては灯油の消費量のみで考え方でいいですよ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 状況として有限会社ひらたから申し出をいただきましたのが灯油の消費量ということでありますので、今の部分については灯油のみの損害賠償ということで進めたいと思います。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○議員（関口正博君） ということであるなら、その灯油の損害賠償するのであれば、営業には平成27年からその状況は見えていたということですが、当然営業はしてきたということに考えを及ぼせば、営業に支障のあるものではなかった欠損という考え方でもいいんですよ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 給湯ボイラーで水をお湯に温めて、そして浴槽まで配管するための管になりますので、これの漏水の程度が相当逝っていて、浴室まで供給できないってことであれば営業に支障が出たって判断になりますが、今回はその影響がなくてですね、あくまでも漏水の状況で灯油の消費量が増えた、こういったことの確認をしておりますので、関口議員がおっしゃったような解釈でよろしいと思います。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○議員（関口正博君） わかりました。そしたらそれはそれで僕はその辺は納得いたしたいというふうに思います。それと前回も全協の中でいろいろお話させていただいて重複する部分があると思いますし、その場でいろいろ申し上げられなかったことを今回また申し上げるって意味では申し訳ない思いもあるんですが、ちょっと重複する部分があつて何か間違つたことを言うなら、それは訂正させていただきたいと思います。

まずですね、この一番の要は契約の延長ですね、ここに関してですね、そもそも今回の始まりというものは、まずここで契約をしっかりと切るってことでスタートしたものであろうかと思います。それでこれはレクリエーションセンターのみならず、外部に関しても外部の温泉設備、浄水設備等に関してここで何とか区切りをつけたらって行政側の思い、町長の思いをもとに始まった議論です。

いろいろな紆余曲折の議論があつて今ここに至つて議会としてもいろいろな意見が出ている中で行政側は今回今までの議論を先ずは一旦、要は差し戻してまた新たなかたちでということではあるんでしょうけれども、当初の目的とは大きく逸れてしまった、我々としても何とかして契約を打ち切るための策をいろいろとこの法律と照らし合わせながらと言つたらちょっとおこがましい部分もあるかもしれませんが、自分なりに調べてそれらを提案してきたつもりにもかかわらず、今回、もちろんこの契約の延長がある。

そして外部もさらには町営設備のまま持つて現状のままで維持していく、維持しながらおぼこ荘さんに使つていただくということ、僕は最悪な結果だと思っています。これは当然町長もそう思っているでしょうし、長年ずっと交渉してきた課長もそう思つてゐるんだろうと思います。

なんとかこれを3月でしっかりと区切りをつけて、もう時間がないにしてもそのために何をすべきかを今一度議論がしたい。無理があるかもしれないけれども、これを3年延長して外部もそのまま、そしたらまた問題の先送りなんですよ。

だとするのならやっぱり我々は八雲の将来のために、将来に変な基準を残さないために、私は今回のことを反対してきたつもりですが、全然自分の意図とは違うほうにいしまつていことに非常に残念に思つてゐるものですから、改めていろんな視点から議論したいなつていうふうに、この短い時間ではあるかもしれませんがお願いいたします。

前回、全協の中であくまでも契約変更の契約書が優先されるという部分において、課長の話によるとこのような平成27年からの申し出があつて、これに対してこれは相当金額はかかるだろうって、じゃあ立て替えたほうがいいのかということなので今回の改築計画というものがスタートした。

本来この契約書を見たらですね、特約の部分にもありますが、いろいろな部分を見ていくと当然建物の価値や賃貸借契約だとしたらですよ、建物の価値によって当然お金を出す範囲というんですかね、それは民法でも当然謳われてくることだと思うんです。何もかも新築のようにするべきではない。それは過大な当然ですね、修繕ということになるのではないかというふうに思うんです。今課長はいろいろ精査した上で金額を提示しますと言つていますが、元々この施設には1億9千万円って上限を設けていました。

もしね、それが億単位の修繕になるということならば、この契約書にのつとるということであるならば、これは法律的に本当にそういう修繕が可能なのかどうかの見解はどのように考えますか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まずは修繕義務の考え方ではありますが、これは民法のほうで考え方が示されているということになっております。それで修繕義務を負う条件というものもありまして、今回の賃貸借契約でいくと提供すべき施設であること、これは全体のこととなると思つます。あとそれから壊れたり汚れたりした原因が借主にないこと。それでその状況によって使用に支

障が出ていること、それから修繕が可能であることというのが民法の修繕義務の範囲となっております。

これを前提に契約書の中身でいきますと、第 13 条に修繕義務と費用負担ということで決めてございます。それでまず町がやらなきゃない老朽化、これは民法によって修繕義務が発生するという取り扱いになるので、その範囲についてはここで細かく定めています。それで契約書の第 3 項で軽微な修繕は乙が対応すると。

これは双方の協議でもって決めていることですので、これ以外の部分については町が修繕義務を負うって、これは双方の協議の中で決めている状況ですので、その高額な部分、どの程度が高額かといった部分についてはそのときの状況にはよると思いますが、これがそもそも建て替えが必要な部分にまで至るような状況であれば、そこについては当然協議が必要になってくるだろうなって判断で進めることになるだろうなっていうふうに考えております。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○議員（関口正博君） 当然お互いの合意というものは甲乙での合意は必要になってそれはもっともだと思います。

同時に第 15 条、契約の解除 1（3）ですね、予算及び財政樹の理由によって貸付物件を良好な状態で保持することは困難。これは甲、要は行政側。これは当然金額が莫大にかかる。そうなった場合にはこれ契約というものを開場することができるって項目も一方であります。

もう一つ、さらには第 9 条、項は本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合においてはそれが乙の責めに記することができない事由によるものであるときは貸付料は使用できなかった部分の割合に応じて減額されるものとするという一文もあります。

これは要は今回のケースによってですよ、何か相手方に対して損失が被ることになったとするならば、今貸付している部分から減額して更に契約することができるってことの意味であろうかというふうに思います。

こういうことをですね、もちろんこれ民法上のことなので、甲乙両方の任意の合意がなければならぬという前提があるのは分かるんですが、要は行政側はもっと主導的に今回の件を扱っていいということでもないと僕は解釈するんです。

だとするなら、なぜこれまでこれほどまでにおぼこ荘、相手側によったね、金額の出し方だとか対応がされるのであるか、それが前回明らかになったのはあくまでも契約書、今までの経緯ではなくこの契約書そのものが有効であるって考え方を顧問弁護士さんが示したのであれば、なおさらこの甲の行政側の立場をもっとしっかり持った中で、交渉するべきではなかったのかなと僕は思うんです。だとしたら今回僕は様々なこういう条項を出しながら契約を切るということは僕は全然可能だと思っているんです。

ただしその中には当然相手方も同意しなければならないってことにもなってくると思うので、当然、解決に向けた協議というものは当然しないとならない、しかしながら最後に 21 条には本契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは本物件所在地を管轄する函館地方裁判所とするという一文がある。要はもめごとが起きたときはどうか裁判でこれは納めてくださいって条項がある。

だとするならば、これで相手方が納得しないなら、前回議長に止められたけれども、やっぱりこれを法によって判断をしていただくということもこれ一つ甲側、つまり行政側がとる手法としてですね、可能であるということの裏返しであると僕は思うんです。

ただ、これは当然この契約書はなかなか面白くていろんな方に取りることができる契約書になっています。これは僕も全然詳しくないからよく分からないんだけど、そういう意味においてはいろんな解釈があるのはものすごく分かるんですが、僕が素人が見ただけでもそんな解釈はできるかなと思うんですよ。それでこれ裁判でしっかりとした判断をいただく方がこれだけ注目を浴びていることに対してですよ。

たとえば、町はそしたらいくら賠償しなさい、じゃあ相手側はそんなに要求することはできません。でもこれくらいは要求できますって判断は当然していただけるでしょうし、そのほうが僕はしっかりと町民の方々も納得するような結末を獲れるのではないかなと思うんですが、逆に町長にお伺いして今の自分の言葉を聞いてどう思いますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 前日も言いましたが、町としてもですね、この契約書に基づいて何と泉源と水も含めて渡したいと。民間業者へ渡したいというところから数年かけてお互いの条件をすり合わせながら何とか良い方向にということでしたが前回の提案でしたが、前回の提案であれば議会は認められない。これ否決されたら我々としてもこの契約書通りやってきたって自信はありましたが不安もありましたので、顧問弁護士に相談したところ契約書通りやっていますということと、契約書を確認しながら進んでいるということでもあります。ただおぼこ荘さんは八雲のですね、業者でありますので、裁判をして喧嘩をしようということは全然思っていません。ただ話し合っているんなものをすり合わせながら進めたいと思っています。

ただ3月31日というのはあまりにも時間がなさすぎますので、今まで2、3年かけてすり合わせてきたら今方向を転換したのでこの契約を一旦延長させて、ただ我々も当時ですね、我々としてもかなり金がかかるって意識がありましたが、その辺も調査していないので、今回ですね、修繕の調査をしながらほんとうにどれくらいかかるかを考えながら、その中でまたおぼこ荘さんと話し合いを進めたいと思っています。

なんといってもこの当初の関口議員さんも当初の契約書がですね、グレーなところが多いんじゃないかってことも指摘されていますが、私たちとしてももう少しきちんと契約してくれたらなって思いもありますが、しかしながら契約書があるのでそれにのっかってこれからも進めながら町としてもおぼこ荘さんにとってもあまり変なことにならないように、裁判して戦うことにならないように進めてまいりたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○議員（関口正博君） 僕は裁判というのはそんなにハードルが高いものだと思ってないです。当然さめるという意味合いもあるでしょうが、公平な判断を下していただけるという部分で、僕は非常に有効な手段じゃないかなって、今の時代そんなことは全然あってもいいのかなって。もちろん裁判費用もありますし、それによってかかるお金がかかることは理解しますが、むしろ行政側また業者側で判断ができない場合はお互いに代理人を立ててお話をしてもらおうということも僕はそうい

う観点もこればかりではなくて必要だし有効なことではないのかなと思いますので、それは一つ提案させてください。

選択肢の一つとしてですけれども、あえてその上で申し上げますが、僕はここはしっかりと契約を打ち切るということに全力を尽くしていきたいし、全力を尽くしてほしいんですね。今回はこれ施設のほうだけですが、温泉のほうもですね、やはりこれをしっかりと片付けた中で当然相手方のほうもパックで見ることでしょうから、温泉の供給、建物、営業に関わってくることだからそれはわかりますが、やはり一つひとつしっかりと区切りをつけていただくということは必要だと思うし、私は3年の延長というものは断固として反対させていただきます。

その上で、もし延長するということが必要なのであれば、これ新たに結ぶ定期建物賃貸借契約ですから新たな契約ですから、継続じゃないですよ、これ。そこら辺の確認してもらっていいですか。ちょっと詳しくないです。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ご説明したのは延長っていう変更になります。それで元々定期賃貸借契約は、更新ができない契約ですので、関口議員がおっしゃったように一旦満了日で終了して、翌日から新たな契約ってかたちになります。

ただ、契約期間を延長することに関しては禁止されておられませんので、そこの部分は顧問弁護士にも確認をして回答をいただいておりますので、更新ではなくて期間の延長ということであれば可能だということになりますので、そこの部分は更新と取り扱いは別だということでご理解していただきたいと思います。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○議員（関口正博君） だとするならば、3年ではなくて1年の延長ということは可能ではないんですか。それは双方合意の上で大丈夫だって解釈にはならないんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） できるだけ短くって部分は関口議員の考えと同じです。ただこれから修繕箇所を精査して、そしてどの程度の修繕期間がかかるか全然検討のつかない状況ですので、1年という方法もありますが、また1年で修繕が終わらなかつたらまた期間の延長ということになりますので、それであれば3年間って余裕を持った期間を設定させていただいて、修繕が終わった段階で契約を解除するというので先ほどもご説明させていただいているので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○議員（関口正博君） それではですね、この494万の支払計画にのっかって3年間ということですが、これ先ほどの第9条、一部が滅失、その他の事由によりという部分、第9条ですね、それに照らし合わせるとその部分を減額した中で改めて組むことは可能ではないか。

例えばこの配管の不備であるというものは当然相手方の責任ではなくて、町側の建物の不具合のものでありますので、当然賠償対象にはなるとは思います。それらを加味した上で、この494万か

ら工事金額を減額する、もしくはそれ以上かかるかもしれませんが、そういう対応だってできるんじゃないかな。この9条に照らし合わせたらですよ、これはちょっと弁護士さんに聞かないと分からないことではあるんでしょうけれども、そこら辺は494万というのはネックになって3年の延長ということではないですよ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 契約書の第9条の部分ですが、この第9条は貸付物件に今回みたいな使用に支障がでる状況が出て、それを町がずっと改修してこなかった場合、そういった場合は貸付料の減額を相手方が要求することができる。これは民法で決まっていますが、その取り扱いですので、本来であれば27年から不具合が直さないできているのであれば、27年から貸付料を減額の対象になっている。

ただそれは減額をしないで10万円ずつきっちり払っていただいておりますので、今回27年から相当年数が経っていますが、その修繕を今回実施する方向性を前回確認していただきましたので、その部分は相手方もそういった主張をしておりませんので、貸し付けの納付計画はそのままいくということによって現在進めております。

それでこの残っている494万800円を減額するわけではなくて、3年間でまた払い続けてもらって最後に残った金額が134万800円だって解釈で理解していただきたいと。これは1年間に120万払うので、それを3年間払ったら360万減って残った金額を最後に払うと。あくまでも支払っている合計額は変わらないんですが、期間を延ばすことによって10万円ずつ引き続き払っていただくということになるので、ここはちょっと理解をちょっと間違ってしまったらまた減額といったことになってしまいますので、これは現額ではないということによって理解していただきたいと思います。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○議員（関口正博君） 理解しています、ごめんなさい。ちょっと言い方悪かったですよね。それちゃんと理解していますから。

今の課長の説明から行くと当然この494万から先ほどおはなししたとおり、今回の漏水事故は営業には支障がなかったですよ、はっきりいったら。灯油の損失はありましたがそういうことから考えたら協議のうえでこの494万から減額するということは当然可能ですよね、今の見解から行ったらですよ。

そういうことをすることによって、それが先ほど言ったようにたとえば直すのに1千万かかるっていったら500万おぼこ荘さんになると、494万円がなくなって逆にこちら側からお支払いするということになるのかもしれませんが。ただそういう解釈もごめんなさい。俺素人で弁護士じゃないから、どうしてもそこら辺は勘弁してください。なんかあったら指摘してくださいって最初に申したとおりなので。

ただそういうことも甲としておそらくは主張することは可能だと僕は思うんです。その辺は顧問弁護士さんともしっかりと打ち合わせしていただきたいと思います。僕は可能だと思います。この契約書で言ったらあくまでもこの契約書が今の町とその相手方の大事なあれだとするならそういう解釈も当然契約書からはできるのかなって僕は思いましたので、ちょっと申し上げさせていただきました。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ただいまの関口議員のお話ですが、私はちょっと違うのかなって思っております。というのは貸付料と修繕に係る費用を差っ引きしてどちらからかが負担するって考え方はちょっと違うんじゃないかなって。払っていただくものは払っていただく。

そして、かかったものはかかったもので修繕義務がある町が負担すると。そういうことがこの通常の考え方だと思いますので、あくまでもこれは法律ではなくて契約ですから双方の協議によって決めることだということがすべてであるということでご理解をしていただきたいと思います。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○議員（関口正博君） 課長今払っていただくものは払っていただくと言いましたよね、当然これは契約にのっってこの494万ってものは本来であったら令和6年3月でしっかりと納めていただく。これは行政側が求める甲が求めることができることじゃないですか。当然、様々な欠格事由があるから修繕箇所があるから契約は延長するということであろうかと思いますが、その問題とこの494万の問題は僕は別なものだと思います。

今の課長の言い方からしたら、僕はそれは減額できるんじゃないかってことを申し上げた。でも、そうではなくて別々な考え方だからというのは、払っていただくものは払っていただく、直すものは直す、そういう考えならなぜこの494万が令和6年3月末の時点でお支払いするということにならないのかって理由が僕は分からないです。その辺はどうでしょうか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 前回の全員協議会で方向性を皆さん確認していただきました。その方向性は町が責任を持って修繕をするという方向性を、そういったことで話をさせていただいたというふうに理解して、前段もそういう話をさせていただきました。

それで町が修繕をするということであれば、当然町有施設でなければ町は税金を投入することができないということで、これを3月31日で契約が満了になってしまったら相手方に所有権が当然お金を払ってしまわなければ所有権が渡らないんですが、そうすると全く町が関係する施設ではなくなってしまう。

それに対して、町が修繕することはできないのではないのでしょうかと考えたら修繕に必要な期間は契約を期間を延長して町有施設であるので、今まで修繕をしてこなかった町が修繕義務不履行であった箇所については修繕をするというのが前回の全協からの流れということで町はご理解しております。

ただ、今の関口議員のお話でありますと、3月31日でもう所有権が町になくなるので、それは町はもう何もできないですよって今度そちらのほうの議論になっていってしまうんじゃないのかなと、前回の全協とちょっと話が違うんじゃないかって捉えておりますので、考え方としては延長は必要であるというふうに町のほうでは判断しています。

○議員（三澤公雄君） はい、ちょっとたまには違う人あてたほうがいいんじゃない。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議員（三澤公雄君） 両社のやり取りは凄く勉強になるんだけど、課長のその考え方が結局不透明だから町民に説明ができないってことで僕たちは時間が欲しいということで3月31日で一回契約を満了して、それ以降のことだって再契約ってかたちでこういった提案の内容の、だけど一回契約を終了する、494万を払ってもらおうと、そのことを持ってこれからすることが町民に対して納得する要するに不適當な支出じゃないことを議会も町民に見せる必要があるんで、だから一回契約を満了するって、関口さんが言っているところは、僕等議会はそういった合意できてると思うんだよ。

でも、町は町有施設じゃないと修繕ができないというならそこは歩み寄りで4月1日から新しい契約を金額の内容は違うけれども、こういったかたちで延長ではなくて新しく契約するということを僕らに示してくれたらお互いに歩みよって町民にも説明するものができるっていうふうになるんじゃないのかなって思うんだけど。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 契約書の中身を皆さん読んでいただいていると思うんですが、3月31日で契約期間が切れたときに、この貸付料を生産していただきって契約になっています。貸付料を精算したら所有権はそちらに渡る、ようは無償譲渡するって契約になっているので、その段階で町の施設ではなくなってしまう。先ほどご説明した町の施設ではないのに町の責任で修繕はできないですよって今度議論になるんじゃないかって思うんです。

それであれば、新たな契約をする新たな契約をするということなら3月31日で切るのでお金を払っていただくこととなります。でもそれをしたら所有権が相手方に行くこととなりますので、そうじゃなくて期間を延長することによって修繕をする必要な期間を確保することができると、こういう解釈でありますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議員（三澤公雄君） はい。

○議長（千葉 隆君） 三澤さん。

○議員（三澤公雄君） その高飛車なというか強気なおぼこ荘さんの施設が僕ら町民に説明ができないと思っているので、だって町だって修繕したいなら新しく契約結んだらいいじゃん。おぼこ荘さんも町に直してもらいたいなら。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 町の建物じゃなくなるんですよ。4月1日から。

○議員（三澤公雄君） 払うものも払わないでするざる延長している間に議会にも示されないかたちで新しく契約が変わってきてるってことが今回の常任委員会の進め方なので分かってきたんだから、もうこういった不透明なことはやめましょうってことで議会は一回蹴りつけて、それで町民にもそのことによって説明ができる。

だから、新しいこれからやることも青写真を示した上で町民の理解が得られる提案だと僕ら思うから次に進めるってそういうかたちにしないと、これまでどおりの延長の中でうやむやでまた払うもの払わないでいくんだってことが。

だって、契約が終わったときにずっと3年延長とかってやってきてるから。

○議長（千葉 隆君） おそらく三澤議員さんは3年前もそうだったでしょみたいな、ひきずってるでしょって。だから3年延長したら同じ状況が続くんでしょってことなんだけれども、今は修繕の話だから、修繕はあくまで町が所有するときに修繕費用を出す根拠があるんだと、契約が新たに

なった時点で所有権はひらたさんに移るから、町の責務はなくなるから期間の延長をお願いして町が所有権があるって根拠に基づいて修繕をしたいというのが町の考え方。

だから、そのこのところで今三澤さんの部分は前回から費用の売買契約だって主張の議員さんもいるし、あるいは払うものをずんずん延長しているって、引きずっているものがあるからそういう論理立てにそもそも根底がぎろんのずれがあるのかなって。

○議員（斎藤 實君） はい。

○議長（千葉 隆君） 斎藤さん。

○議員（斎藤 實君） 確認なんですけれども、今回、結局修繕でもってお金をかけないとないから町の財産のままで3年間あれするって考え方。それで確認は町のほうからお願いしてこの相手と話し合いの中で町のほうからお願いして、この3年間を活用するというそういう考え方ですか。相手は3月31日でもいいですってことでないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 前回もお話しさせていただいていたんですが、議会からの提案ということで相手方にお伝えしに行ったときに、今その提案ではなくてこちらとしてはこういうふうに町の責任で直していただきたいと。

そして、譲渡を受けますって相手方の提案を前回もご報告させていただきました。そこで議論していただいた中で全協で町の責任で修繕する方向で進めるって確認もしていただきました。そういうことでありますので、修繕をするために期間を延長するというのは当然町が修繕する話ですので、町がこの期間を延長させてほしいと、修繕しますので。

そういうことでありますので、あくまでも相手方から延ばしてほしいとかそういう話ではなくて、そういうふうにご理解していただきたいと思っております。

○議員（斎藤 實君） はい。

○議長（千葉 隆君） 斎藤さん。

○議員（斎藤 實君） そしたら考え方変わってくるんじゃないの。こっちの都合で双方話のもとにしてるってことを確認できれば今度またこれからのいろいろ指摘される部分での変わってくる発言になってくるんじゃないかなっていうふうに私は思うんですけれども。

○議長（千葉 隆君） これまでも修繕の申し込みが平田さんからきてたと。それを改築することを念頭においてたので修繕を伸ばしたと。それで修繕今回改めて再度修繕の申し込みがあったと。

それは修繕の必要性を町が認めてそれを行うためには期間の延長が必要だということ、契約のね、契約の延長が必要だということと考え方を示していただいているというのが流れだと思います。今のね。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長、12時になりましたので。

○町長（岩村克詔君） 一言だけ。関口議員ですね、我々おぼこ荘さんと紛争はしていないので、紳士的に話し合いをしているので、紛糾しているということではないので、その辺は理解していただきたいと思っておりますし、それともう一つは我々は前回も言っているとおり、水と温泉が町でずつと見るということになっているので、これを何とか民間業者に渡したいって思いからこういうふうになったと。

今は議会の皆さんから修繕を辞めますということですので、これは契約書ののっとなって進めているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（千葉 隆君） 暫時休憩し、1時から再開いたします。

<<休憩>>

<<再開>>

○議長（千葉 隆君） それでは、再開いたします。午前中に引き続き全協を開催いたします。

○議員（横田喜世志君） はい

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○議員（横田喜世志君） 今回報告書で出された二つ目の水漏れに関しての部分なんですけど、これ給湯ボイラーと給水管の老朽化に関しては平成 27 年から改修の要望を毎年受けていたということ、漏水を発見した時期が5年の7月、それで今回2月になってから修繕したということですよ。

でも、これは給湯ボイラーと給水管の老朽を27年から頼まれていたけれども、実際に修理をしなければならぬと発覚したのが5年の7月ですよ。それで前回のときもそうですが、27年からいろいろ改修箇所を頼まれているということを書いてたんですが、それは故障してないのに老朽化を直してくれてことになっていいんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 前回お話をさせてもらったのは、修繕が必要だということでお話をさせてもらっていますので、必要でない部分に関しては報告を受けてないし、必要だって部分で27年、給湯ボイラーは27年ですが、それ以外の部分を今精査中ですからどういう状況にあるかも含めて精査終わりましたら写真を付けて皆さんにご説明したいなというふうに思っておりますので、その部分については今まだ確認終わっていませんので、そこはちょっとお答えできないかなと思います。

○議員（横田喜世志君） はい

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○議員（横田喜世志君） 賃貸借だということからいったら私も物件持っているけれども、目に見えない状態で使えている状態を老朽化してて将来壊れるであろうって部分を改修するってのはどうなのかと思うんですけども、普通の一般の大家からの立場としてそう思うんですけども、どうなんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） アパートと温泉施設とはまたちょっと変わるのかなと思ってます。実際に住まれていて支障なく住まれている場合もありますが、今回の物件は温泉施設ということで事業者が生活する場所ではなくて、お金をいただいてお客様に使っていただくという部分からしたら、支障があるという判断であるというふうに理解しております。

○議員（横田喜世志君） はい

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○議員（横田喜世志君） そしたらね、漏水してたにもかかわらず、灯油代かかるようなことをずっと続けていたのはどういうことって話になるんだけど。営業うんぬんっていうよりそっちのほうが重大じゃないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 横田議員がおっしゃるとおり、町の修繕不履行ということで先ほどもご説明させていただいたとおり、その灯油代として増額となった部分については資料にお示ししたとおり、損害賠償ということで対応したいということでご説明させていただいたところ
です。

○議員（横田喜世志君） はい

○議長（千葉 隆君） 横田さん。

○議員（横田喜世志君） だから損害賠償を求められるまではおいておいたってこと。普通はそんな対応ってどうなんだろう、損害賠償のここにあるような金額もかからずに修理できたかもしれないでしょ。それは2に書いているような対応としてそういう話が出ていたからって部分があるのかもしれないけれども、それであれば大家的立場からいったらどっちが得かってすぐに判断してやるべきことなんじゃないの。物事が全部後手後手に回っている気がするんですけども。

この状況でいったらね、今要求されている改修要望も老朽化ということに対しての改修要求なんじゃないのかって思うんですけど。今使えているはずだからそれを将来にわたって改修するのはいかがなものかと。もう40年も経つような施設に対してその改修が適当なのかって話。そういう経費をかけて直すのが。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今の修繕の瑕疵の部分ですけども、前回の全員協議会の中で方向性を出していただいておりますので、その中で今回の全員協議会でのご説明ということでご理解をお願いしたいと思います。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○議員（関口正博君） すみません、休憩前に町長がおっしゃっていた、私は紛争があると夢にも思っていないです。むしろ課長の対応というのはおぼこ荘さんにとっては相当心強いものであったと、これは今までのやり取りの中で、それは偏ってるとかではなくて、十分感じ取れていますので、おぼこ荘さんによりそったかたちでの交渉であったというのはそれは十分認識しています。紛争があるとは思っています。

自分のいい方が悪かったところがあるから訂正させてください。裁判にかける、そこを訂正させてください。第三者に今回の要はいろいろな方法っていうのがあるのかなって、たとえば双方弁護士建てて折り合い付けれる場所を探るとかそういうことはできるんじゃないかなって。裁判まで行かなくてもそういう解決方法は僕は公平性って観点から見たら町民が納得するって意味では最善なのかなって。そこは訂正させてください。安易に裁判って言葉を出したことはお詫び申し上げます。

それと今改修の話が出ました。あと改修範囲も先ほど申し上げましたが当然制約されるものだろうとこれは改めて申し上げておきます。それで繰り返しになりますが、当初は1億9千万、1億

以上かかるから立て替えたほうがいいんじゃないか、これも町長のことも分かるんだけど、ただし法にのっとったかたちで言うならそこら辺は当然制約されるものだろうと思うので、そこら辺はしっかりとしたかたちで、しっかりとおぼこ荘さんにそれを提示すると。範囲が決められちゃうってことを。

これは逆に寄り添う意味もあると思います。僕はおぼこ荘さんに何の恨みもない、悪いとも思っていない。むしろ当然の要求だと思っています。だから町が毅然とした態度で解決に向けたものにしてほしいと思うから言ってるんです。別に争うとかそんなこと望んでないですから。その点に対してもう一度町長コメントください。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） ごめんなさい、私の解釈も悪くてそういう解釈をして、（聞き取り不能）。それと町がですね、おぼこ荘にそった内容で一番最初に提案しませんでしたので、おぼこ荘さんはあくまでも水とお湯はずっと面倒を見てほしいというのが一番なんですよ。

だけど、町としたらですね、当初から言っているとおりにですね、水とお湯、特にお湯はですね、未来永劫ずっと管理費もかかりますし、止まったら大変なことになるので、なんとか民間に全て譲ってなんとか町は手を放したいというところからおぼこ荘さんがこれを提案したのではなくて、町としてもなんとか議論を重ねてここまで来たということで、今回のおぼこ荘さんとの話し合いというのはあくまでも契約書にのっとった今のところ話し合いですので、これからもあくまでも契約書ののっとりながら弁護士さんとも相談しながら進めたいと、そういう意味でまた議会も説明したのですぐにはいかないだろうって、先ほど言ったとおりに3年くらい契約の延長でお願いしています。

○議員（関口正博君） はい。

○議長（千葉 隆君） 関口君。

○議員（関口正博君） そうなんですよ、おぼこ荘にとってはもちろんなんです。町が漏ったまま今までどおりにやっていただけるのが一番いいんです。

でも町としては切りたい、切らないとならない、私もそれは当然そうだと思います。じゃあそのためにどうするか、それはやっぱり必要以上に過大なことをするのではなくて、ちゃんとそれは将来の八雲町の判断基準に関わってくることなので、やっぱりこれはこれで公益性や公平性ってまた面倒くさくなるんですが、ちゃんとそういうものの公平性にのっとったかたちの金額提示はこれやっぱりするべきだと思うんです。私が一番嫌なのはそこなんです。

今、財政状況が多少なりともいいからと言って、この場に出すことは将来の判断基準を大きく狂わすことになると思っています。だからこそ、慎重にということでは私は最初に反対として意見を申し上げさせていただきました。その思いに今も変わりはありません。

ですから、当然ほかの同業者の方々も騒ぎますし、町長は相談にのるって前回の斎藤さんのあれの中で言っていましたが、確かに町長は相談にのるのかもしれませんがその判断というのを未来永劫その時々町長ができるかどうか、町の財政状況が許すかは分からないことですし、余計な判断基準を増やすというのは僕は絶対にあっちゃんらないと思っているんです。

今ここは甲できちんとした完結をむかえるべきだと思っていますし、そのためにはちょっと過大すぎるものだなって感じたから反対させていただいているというのもご理解していただきたいと思っています。

この町長の相談には乗るといのは、町長のスタイルなのは十分承知するんだけど、これっていうのは将来に対して僕はものすごく無責任だと思うんです。そこは僕は案に控えていただきたいなって。それで惑わすんです。僕らももらえるんじゃないかってなっていくんです。わからないですよ。

ですから、そういうものに対してしっかりとした曖昧なものではなくて、今回これで解決するんだってことでどうかこの問題に改めて向かってほしいと思いますがどうでしょう。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） これは旅館やそういう方々ばかりではなくて商工業、農業、漁業、相談乗りますよって。あくまでも相談って当たり前なことで、要望や相談事は私も受けていくのは間違えない。ただし今回のおぼこ荘に関しては契約書があって進んでいることと全く違うということも少しわかってもらえないと、全くフリーな場合ではなくて元々の契約書があってここに制約を受けながらなんとかいい方法を模索しているのが今の状況で会って更にこれからも先ほど関口議員さんからあったとおり、おぼこ荘さんともしっかりとこれからのことも相談しながら進めて行くというのが間違えないと。

ただ、こういう契約は今のところはこれしかないんじゃないかって、ただ悔しいのは、だから悩ましいのは私も来る前からこの契約書があって動いてきているということも、やはり前回斎藤議員さんもこの今いる議員さん、この契約書については分からないだろうって言っていましたが、そういうところに契約があったということ、それにのっとなってやっているということも、ほかのものと違うということもご理解いただきたいと思いますし、慎重におぼこ荘についても交渉していきながら進めたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） ほかに。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 黒島さん。

○議員（黒島竹満君） 先ほどから聞いていましたが、延長について、この部分については前の令和3年に延長したときに、そういう直すところがあるにもかかわらず、そういう条件も文言が一つも入れないで延長してるわけだよ。

本来であればそういう部分があるんであれば延長する代わりにお互いに話し合いをしていくときに、延長する代わりにこの部分はそれこそどっちなかで没とかってかたちの中で、そっちで延長する代わりに、やっぱり今のボイラーだとか設備に関しては1年とも言えない。延長していくことによつて。

そしたら1年延ばすことによつてほかの部分だって言われてく。壊れる部分が出てくる。そういう部分がちきちと謳った中でさ、本来であればそれこそ新しい契約を結んでいかないとない話。それが逆にさ、逆にやってやるって文書にすり替えられてきてる。相当すり替えられてるわけだよ。俺、前に委員会のときに言ったときには課長が文言を整理しただけだっていうけれども、それは文言整理しただけでない話。ちゃんと見ていくと。両方合わせて見ていくと。

だから、やっぱりこれは延長についても皆さんそういう部分を考えるからもっとしっかりとその向こうで持つ部分と町で持つ部分ときちんと今まではいいわけだから使ってきてるわけだから。これから壊れた部分は延長する期間は借りてるほうで持たないと駄目だって、そういう条件つかないと

ないんじゃないの。契約ってそういうものでしょ。向こうからコロナで例えばコロナで経営が難しいってきても、そしたら向こうからお願いに来てるんだから。普通そういう感覚の中で契約っていうのは更新していかないとならないんじゃないかって思うんですよね。

それともう一点、今のそのボイラーのお湯、給湯は施設のほうにいてないんですか。間違えなくそのレクリエーションセンターだけの給湯設備、それであればいいけれども。

だからもっとやっぱり。

(何か言う声あり)

○議長（千葉 隆君） 二点だったけれども、一点分のことだけ答弁お願いします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 契約の副議長はすり替えてるってお言葉をお使いになりましたが、そういうことではなくて契約が更新されていくときに、双方で協議したものを明確にするために書面として契約書で残すというのが契約だと思っています。

それで今まで無かったと。無かった項目が次の更新に出てきたというのは曖昧になっていたものがあったので次の契約のときにそれを明確に文書で表せていくというのが契約だと思っていますので、それがたとえば今の修繕でも何も規定がなくて、曖昧になっていた、なので次の更新のときにそれを明文化したって流れ、これは12月13日の常任委員会でも説明させておりますので、そういったことが契約だというふうに私理解していますので、なんの契約でも同じだと思いますが、お約束事、これは口約束での契約ですが、トラブルにならないように書面で残すのが契約書って理解しているのでよろしくお願いたします。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○議員（黒島竹満君） そしたらさ、結局、向こうのほうと町との打ち合わせの中でそういう文言を決めたってことなんですね。だから変わっているところは変わってるって話なんですよ。そしたらそれでいいですけども、そしたら今一番ね、一番揉めてるのは賃貸借だよ、売買なんだよ、ここなんだよ。私も元々聞いてきて旅館組合のときからこういう話を聞いてきてるんだけど、当時の議長の一般質問にも観ると書いてるんだけど、結局、売買になってるわけだよな。それこそ借地契約になってるわけだよ。それで当時3,500万円で売ってるはずなんです。それを15年で支払いするってことでその部分の書類は全くないわけだよ。

だから、そういうところまでいっちゃうわけだよ。今後そういう部分を解決しなかったら、多分この問題は永久に解決できなくなってくんじゃないかって思うんです。町の顧問弁護士もいるわけだから顧問弁護士にきてもらってきちんとその部分を説明してもらうか、私も相談してる弁護士はいつでも来るって言ってるんだから。いつでもきて相談にのりますって言ってるから。そういう中で説明を受けながらそして解決していく方法というのは考えられないのかなって思ってるんです。

それでなかったら、ここでまた延長してまたほかのところが傷んでいて壊れていく。その都度そういう問題が発生してくるわけだよ。絶対にそうでしょ。3年間延ばして新たに壊れるところも絶対にあるはず。その延長する前に全部写真撮って、壊れてないとかってきちんと確認して延長したわけじゃないから。本来であればそこまでやらないとない話だっけさ。

だって、延長するんだもん。延長する期間の中で新たに壊れるところが出てくる可能性は十分にあるから。普通はやっぱりそこまで考えないとな話でしょ。ただ延長してくれって言って3年間延長します、今までどおり払いますって、それじゃあ済まないんじゃないの。民間だったら済まないよ。そういう話し。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 延長したことによって修繕箇所が新たに発生するだろうってご指摘ですが、今回確認している修繕が必要だという箇所については、私が商工観光労政課長になる前までの修繕箇所として制約を付けています。私がきてから令和3年4月以降の不具合箇所については対象にしませんということで相手方にはお伝えしていますので、その制約の中で精査をしているということをご報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○議員（黒島竹満君） それであればそのときの証明できるものってあるの。そうやって契約のときにそうやって言ってきたのであれば、そのときに写真でもなんでもとってこうだったよ、ああだったよって説明できるのかいって。できないんじゃないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） その確かに証明できるかに関しては私御そういうつもりで4月1日商工観光労政課に来たわけではないので、写真等は撮っていませんが、そこは町と事業者との間の紳士的な話し合い、その中で精査していくと、そういうことになりますので、実際は今ご指摘のあった証明するもの、これについては存在しませんので。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○議員（黒島竹満君） その辺は理解しますけれども、なんぼいってもあれだから。だからやっぱりそこまで本来であればそこまで令和3年でしょ。課長がその前に言ってるわけでしょ。契約前に言ってるわけでしょ。こういう契約を延長する契約の前に課長として言ってるわけでしょ。

（何か言う声あり）

○議員（黒島竹満君） 前の課長だから仕方ないと思うけれども、本当に今私が思うのは解決する方法というのはやはり法に基づいた解決の方法しかないんじゃないのかなって思うんです。それで顧問弁護士さんが若干話し聞いたり見せてもらった文面を見たら町の顧問弁護士の書いてきている部分と私がそれこそ私のところの弁護士とやっぱり違う部分があるんですよ。

だから、町の顧問弁護士はあくまでも借地契約、賃貸借だって言ってる。だけどうちが調べてもらった弁護士は文言を全部調べて行くと、最終的に譲渡するって、名義変更するっていうところまで書いている以上は、これは売買でしょって。確かに契約書の内容の中には、賃貸借になってるけれども、けれども後からの文面を見ていくと結局23条の部分を見ていくと、売買に等しいとかって書いてるわけだよ。

だから、ああいう文言が入っているということはそれに近いわけですよ。だからやっぱり法的に
というか、法的にやっぱりそういう部分をしっかりとやっぱり議員の皆さんもやっぱりそういう部
分は勉強しないと駄目だし、この際だからそこまでやったほうがいいんじゃない。

そして、当時の一般質問している議長だっているわけだから。そういうのも全部出して、それで
ちゃんとあれしたほうがいいんじゃない。それじゃないと解決しようがないんじゃないのって思う
よ。解決する以上は町民のこともあるわけだから、町民のこの税金を使ってやるわけだから理解だ
って必要になってくるでしょ。町民の理解だって必要になってくるわけでしょ。

だって、町民の中ではあの建物売ってるよってしてる人もいっぱいいるんだから。売った建物だ
って言うてる人がいるんだから、その人たちが理解できるわけじゃないでしょ。

だから、そういう部分をきちんと理解させるためにやっぱりそういう部分で弁護士さんを入れて
お互いにきちんと話し合いをしたほうがいいんじゃないかって思うんです。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 黒島議員さんね、当初のそのときにきちんとそのやるというのは私もその
辺はきちんとそのあとはですね、改修工事するまでの間ですね、ちゃんと精査しておけばよかつた
って大変反省しています。その辺きちんとしたら延長しても、今は本当にその間はやらないって
言ってお互いに話をしていますが、本当に実際は難しい話があるので、それはおぼこ荘さんと紳士
的に話をしながら進めたいと思っています。

それともう一点、弁護士さんにはいろんな人がいるので、それは黒島議員さんがおっしゃって
るとおりいろんな考え方があってあるんだろうと思っています。しかしながら町としたらやはり町の顧問
弁護士さん、また町村会の弁護士さんもやってるので、その方の意見を尊重してですね、我々も弁
護士の法律にのっとった判断をしながら進めたいと思っていますので、弁護士同士で何かやるとい
うのは今考えてないので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○議員（黒島竹満君） よく理解しますけれども、そこをやっぱりそのお互いに町は町の顧問弁
護士がいるわけだから、その中で精査して出してくればいいし、これから議員のほうもそれこそお
からも話聞いたりして、それを話し合いの中で持って行くって方法だってあるわけでしょ。

だから、今ここで延長をかけちゃったらそういう問題が発生してくるわけです。結局、今1千万
なら1千万円で収まるものが、3年間延長することによって3千万かかったり4千万円かかったり
する。そういう部分をきちんと契約でも何でもしてさ、やれるのかどうなのか。

○議長（千葉 隆君） 要は今令和3年度時点での改修しなければいけないって箇所に限定をして
改修しますって。だからそのための調査と広域機関が3月31日までには終了することが困難なの
で延長しますと。

ただ、それが1年で終了するのか半年で終了するのか分からないからとりあえず3年、だけど早
めに終わったら逆に短縮することもあり得ますってことでの考え方を持つてるわけだから、最大限
3年ですって。

でも、早く1日でも早く完成したときには完成後は引き渡しますと。その部分は月額賃借料つ
て部分ではあるけれども、その部分もまとめてその時点では納入しますって説明でよろしいですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君）　そうです。

○議員（黒島竹満君）　それは十分分かっています。ただ解決する方法はそういう方法しかないのになって私の考えです。あとは議員さん皆さんの考え方もありますし、ただ町側の顧問弁護士の答えてきている部分と私が相談している弁護士との違いがあるから、そうなると弁護士がきてさ、全部書類でもなんでもちゃんと調べると思うんだ。

それで、今まで10年以上の物が無いって言うてるけれども、そんなことないって言うてるわけだよ。そんな大事な書類なくなるわけないって。契約期間が終わるまでは書類が無いって話にはならないって言うてる。

結局、当時のその売買だとかそういう部分の書類というのは全くないわけだよな。無いっていうから。

○商工観光労政課長（井口貴光君）　売買じゃないからないです。

○議員（黒島竹満君）　だけど、当時のOBだとか職員の人達は売ってるって言うてるんだから。3,500万円で売ってるって。それで15年で割賦販売で契約されてるって言うてるんだから。だからそれは町とき、それは町と借りているほうの話し合いの中で何があったか分からないけれども、何かの理由があったはずだと思うんですよ。

それで結局本来であればさ、一括売買したら一括払ってさ、所有権移転しないとない話だっけさ。そうしたら一人でも来る、それから不動産取得税も来る、それから固定資産税も来る、それとお金借りたら利息も付く。そしてこんな簡単な金融機関からお金借りたらこんな簡単なことでは済まないから。絶対に払わないとないから。払わないと延ばしたら必ず利息も払わないとないし、そんな簡単なもので済む話じゃないっけさ。

だから、今まで町の持ち物だったし、管理もしてきたっていう部分があるから、ゆるくないってことで延長もしてきたから、私はそういう考えで今ここで延長していいよって話にならないと思う。やっぱり今月いっぱいなら今月いっぱいお互いに町の顧問弁護士さんもいるんだから、あとはそれぞれの付き合いをしている弁護士さんもいるわけだから、もうちょっとその辺を勉強させてもらったほうがいいと思います。

○議長（千葉 隆君）　前回までの経過も含めますので、とりあえず前回は改修に向けて話し合ってください、それでその部分の改修に向けて話し合いを持つ中で完了する期間が必要だということ。で今回延長の検討ができないかってことで今日話しましたが、黒島副議長さんが言うように延長することにほかの方で延長することが駄目だっと思って人も。

○議員（横田喜世志君）　はい。

○議長（千葉 隆君）　横田さん。

○議員（横田喜世志君）　このままの契約の延長はないと思う。先ほど言ったように令和3年以降の部分は修理しないみたいな言い方をしていた部分はやっぱり明文化しないとないし。

○議員（大久保建一君）　その文書が入ったらいいの。

○議長（千葉 隆君）　その辺も含めて。

○議員（横田喜世志君）　黒島さんが言ったようにね、やっぱり責任の所在をどこまで明確にした契約を結ぶべきだと。もうちょっとこの今のある建物の本体に関わる部分は町だよってのではなくて、令和3年以降は本体がたとえば壊れてもみませんっていい方したじゃん、さっき。その文は明文化

しないといつまで経っても言われちゃうんじゃない。そこに至っては分かってるかもしれないけれども、それらはこちら分からないこと。

○議員（黒島竹満君）そこは出せないって言うてるんだから。

○議長（千葉 隆君）令和3年度に引き継いだ前任者の課長が箇所付けでしてるわけですから、そして今写真撮りに行ったりしているわけですから、その箇所を中心に積算するというか調査して改修しますと。

だから、当然これから壊れるだとかそういった部分は想定しないってことを言うてるんですけども、それを今度契約書に明記するというのは、だからそれを契約書にするのか今回の覚書にするのかを別にしてでもその辺の可能かどうか考え方だけお聞きします。

○町長（岩村克詔君）議長、町長。

○議長（千葉 隆君）町長。

○町長（岩村克詔君）可能だと思います。先ほど言ったとおり、先ほど副議長さんからも弁護士の考え方がいろいろあるってこともありますので、ただ我々も弁護士に聞くってことはありませんがその辺の話も顧問弁護士さんに話をさせていただきながら今のことも文言も加えて契約延長できると思います。

ただ町としてもですね、議会の皆さんもそうですが、早くですね、改修して渡したいというのはですね、それは一致していると思います。ただおぼこ荘さんが仕事をしながら続けながらやりたいということですから、その辺も我々も十分仕事を休んだら休業補償の話があるので、その辺も踏まえながら急いでやるのは難しいということで調査をしているということでご理解いただきたいと思えますし、横田議員さんがおっしゃっている文言も作り変えながら延長していこうということで考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君）それはそれで。

あともう一点。金額の話どうしても出るんだわ。でも金額の話は今の段階では絶対出ない。それで弁護士さんに寄ったらそしたら何を対象かにすれば、弁護士さんによっては目的別を収益させる履行できない部分を修繕すると。だから同じことでも使用収益ができる状態にするために必要な限度に留めるとか、ちょっとニュアンスが違って来るんですね、同じ弁護士さんでも。

簡単に言えば、使用収益にできない状態になったときに修繕するというのと、簡単に言ったらさっきから出ている老朽化に伴う修繕とは違うってことをみんなに言ってくれたらそのところが老朽化、古くなったらどこまで直すんだべって。じゃないって。使用収益ができなくなる状態の場合のみ修繕する対象ですって。修繕の範囲が老朽化によるものまでやるんだべって感じをきっと抱いてるんだけど、そのところだけ答弁してほしいなって。

○議員（黒島竹満君）その部分については、きっと老朽化って書いてるわけだから。文言がさ。書いてるんだから、書いてそして上がってくる書類は全部そういうふうになら上がってきてるから、それも老朽化というのは前の契約書になかった。延長してからその項目を付けてる。そういうことが今まで出されてきてるから。だから信頼関係ははっきりいってなくなってきた。

○議長（千葉 隆君）だからそのところで何回も繰り返すけれども、老朽化といっても1日経ったら老朽化だから。極端な話。だから要はその営業ができなくなる状態、あるいは使用できなくなるような状態に限定して修繕がありますってことでの想定だもんね。そこでまたなるのさ。

○議員（黒島竹満君） 本来であればそれくらいの範囲しか修理というのはしなくてもいいわけだよ。老朽化なら。修理っていったらさ。そして今までそれこそ。

○議長（千葉 隆君） だからそこには今度次過剰な建物の価値や状態に過剰な修繕を要することはするのはないでしょ。過剰な価値だとか状態、過剰な修繕費を作るわけじゃないから、だからそこには契約書にたとえ老朽化っていても皆さんが思うような老朽化ではなくて、要は使用収益に損なう恐れがある場合に限定して修繕の対象にするということで、そのことが令和3年の箇所ですよって。だからそれ以降老朽化に伴う部分については対象にしないと。

○議員（黒島竹満君） それはさ、この間の全協で建て直したほうが安くなるっていうから立て直しを考えたって言うてるわけだよ。そしたらその今の話からいったら全く違う訳だっけさ。

○議長（千葉 隆君） それを言い出したらまた。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） だから前回のときにそれではどこなんですかって言って、令和3年度に引き継いだ箇所については①③とか④だとか例示したんだよ。そして修繕箇所をやってるんだけど、その修正箇所でも老朽化とか古いからではなくて収益性だとか使用ができなくなるってことに基づく修繕だって言うてる。修繕を要求されてるって。

○議員（黒島竹満君） あくまでも修繕範囲でやるっていうなら。ただ前回の町長の答弁からいったら修繕の範囲でない。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） ちょっとそれはですね、ちょっと売り言葉に買い言葉で言いすぎたなって反省しています。それは訂正しています。

（何か言う声あり）

○町長（岩村克詔君） おかしいと言われても訂正します。お詫びをして訂正いたします。全体的にですね、先ほど言ったとおり、やはり水とお湯を供給するという事は契約書は町が見ていくとなってるからそうすると立て替えるくらいかかっているということで解釈していただけたらと思います。全体的にやはり町としたらですね民間に渡したいって思いが強かったからそういうことを言ったということでそれはそういうふうに住替えるとかかるってとられ方をしたのはお詫びをして訂正いたします。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○議員（黒島竹満君） 今の水道とお湯の関係だけれども、その当時の課長の当時の一般質問をやったあれを見たら、前向きに譲渡、これがね、契約終わるまでの間に前向きにその譲渡を受けるようにお互いに考えるってことになってる。そこまで謳ってるんだよ。それだって全部議事録に載ってる。

○議長（千葉 隆君） そこは今の段階では町が保有して当面修繕については町が負担するという話になってるから。

○議員（黒島竹満君） お互いに契約満了になる前にお互いにそれこそ前向きに検討するって話になってるわけだ。だから今町長が言ってたら影響に全部町がなんたかんた見ないとないって話してる。当時はそういう話じゃなかったんじゃないのって。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 前向きに検討してきました。それで検討してきた結果がこの間の町のほうからご提案申し上げた改修するって案でございます。それでもって受けていただくといったお答えをいただいて、それもずっとご説明してきたところではありますが、残念ながらそれが叶わなくなったということで事業者の方は現状であればお受けできないといった答えになりました。

先ほども町長から申していますが、ずっと町が管理して維持しながら水と温泉を供給していく、行かなければならなくなったということです。前向きには検討してきております。その結果が前回のご提案申し上げた内容ということでご理解をお願いいたします。

○議員（黒島竹満君） はい。

○議長（千葉 隆君） 副議長。

○議員（黒島竹満君） 前に戻るんだけどね、これはやむを得ないんだ。だって、金かけるわけだから、町民の税金投入するわけだよ。今直すということに関しては。

そしたら絶対町民からいろんな意見が出るから。議会何やってるんだって言われる可能性だって十分ある。だから今こうやって言ってるんだけれども、ただそれにもあまりにもその当初、水とお湯を直すのに3億3千万もかかると。そのやつを直したら譲渡するよって。持って行ったら税金がかかるから、譲渡受けないって。そういう税金がかかるから受けないって理由のもとでそれがそしたらまた元に戻っちゃってるわけだよ。

だから、こうやっていったってどこまでいってもそれこそ話し合いがつかないんじゃないのって。こっちからせつかく提案したのが税金係るから受けられないって自分のことだけでしょ。そんな感じに見えるんだよ。だからそのところをできる限り早く解決するならやっぱり司法の場でそれこそ役場、だって顧問弁護士だって多分相談に言ったらやり直しだっていうと思うんだよな。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 先ほどの3億3千なのがして改修したあのお話し、話がまた元に戻るんですが、そのときの私の説明をちょっと思い出していただきたいんですが、確かに譲渡しようということで話を進めておりましたが、法人税が相当な額がかかるということで、かかるから受けられないじゃなくて支払いすることが困難であるので、譲渡はちょっと受けられなくなりましたと。そのあとの協議をしています。

そのあとの協議は、町が改修したあとに無償で貸付いたします。温泉と水の。無償で貸付するんですが、今まで町が1千万から1千500万あるいは2千万かかっていた維持経費は一切払いませんってことで協議してご説明を申し上げていました。

ですので、かたちは町のもんですが維持管理は町は払いませんので譲渡しているのと同じような扱いをできませんかってことで議会のほうにもお話させていただきました。それであれば事業者さんはそういうことであれば維持管理も自分たちで負担しますと。温泉が止まったら自分で掘らないとないですよ、設備が壊れたら自分で直してください。

メンテナンスにかかる経費は、自分で持ってください。電気代も自分で持ってください。町は一切払いませんってして次のステップで話をまとめさせていただいたところですが、それも残念ながら叶わなかったということです。最終的に町が引き続き、維持管理経費を負担していくことに

なったといったこういう経緯がありますので、そのあとの話も是非思い出していただきたいと思えます。

○議長（千葉 隆君） なぜ駄目だった。あとのとき。あとのときのこと思い出してって。

○商工観光労政課長（井口貴光君） あとのときというのは、今の私が今説明したことです。そこ思い出してって。

○議員（横田喜世志君） その次もあったんじゃないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） その次はそういうことを常任委員会でしましたが、要はまた相当話が戻りますが、割賦払いの話になりまして、そこがまず補助金として出すことはそれは議会としては認められませんって。

それがそうやって今度は3億3千万円が高額過ぎると、函面を出せと言ったことで、そういうやりとりをした結果、最終的にはどっちも議会としては認められないって結論になったということで町は受け止めています。それで今現在に至ってると。

○議長（千葉 隆君） ということで横田さんは期限の部分、条件付きであればいいって話だったけれども、それでいいんですか。黒島副議長は。

○議員（黒島竹満君） 俺はちゃんと解決するためにやっぱりそういう方法でやっぱりお互いにこっちは分からないから。顧問弁護士が。それこそ町の顧問弁護士の言っていることと私が相談している弁護士との中身が違うから。

だから、もっとやっぱりその辺をお互いにやっぱりちゃんと精査したほうがいいんじゃないのって。今ここで延長ということを決めなくてもいいんじゃないの。

○議員（横田喜世志君） 今こうやって提案されてやっぱり延長。

○議長（千葉 隆君） それを弁護士同士争ったら裁判になるんだからそんなことやったら3月31日終わらないんだから。現実的に。お互いに見解が違うわけだから。

○議員（大久保健一君） はい。

○議長（千葉 隆君） 大久保さん。

○議員（大久保健一君） 3月31日までになんとか結論は議会として出してあげないとならないし、こういう3年間延長しなきゃならないってことになったのは議会が原案を出してきたのを否決にしたからこそ3年延長という話になっていると。

○議員（黒島竹満君） 否決じゃないよ。

○議員（大久保健一君） 否決じゃないけど否決になるかもしれないから合意ができない状態にあるからこういうふうになるといったんだから、せめてこの3年間は今の段階では認めるしかないと思えますよ議会は。

それで、なおかつ3年っていてもその前に改修が終わって譲渡の段取りが付いたら1年でも2年でも譲渡するって条件にしているし、さっき横田さんが言ったようにこの契約までに修繕しなきゃならない箇所を限定してそれ以降老朽化で出てきたものについては甲じゃなくて町が責任を負わないって条項をつけれるんでしょ。

それであれば、この延長に関しては認めるしかないんじゃないかって思うんです。それじゃないとこのもう既にこの6年3月31日が目前に来てるんだからそれじゃないと行政のほうもやりようがないと思うんです。

○議員（黒島竹満君） 契約書の中に結局4月1日からだから、その前に契約し直せばいくようになってるわけだよ。

○議員（大久保健一君） だから3月31日のギリギリまで。

○議員（黒島竹満君） 今月いっぱいなら今月いっぱいそんなかたちでやったっていい話でしょ。

○議員（大久保健一君） わかります、黒島さん。

○議員（黒島竹満君） 契約書にそうやって謳ってるんだから。それで始まるのが4月1日からだから。

○議員（大久保健一君） まあ聞いてください。ただ行政には行政の手続きもあるし事務もあるんだからある程度早めに決めなくてもいいけれども、ある程度早めに決着付けないとこの案も駄目、この案も駄目、何にも決めれないなら物事なんにも進まないと思うんです。

だから、今日じゃなくてもいいけれども、ある程度早くは目処付けてやらないとどうしようもない。それでこの案については俺はしょうがない話なのかなって思います。

○議員（黒島竹満君） そうじゃない。

○議員（大久保健一君） それは俺と副議長の個人的な稚貝であってそれはいつまでも平行線かもしれないけれども。

○議員（黒島竹満君） だってある程度流れが最初からそうやってある程度。

○議員（大久保健一君） だけど一個一個決めていかないと、たとえばこれから修繕に。

○議長（千葉 隆君） ようやくしたら、ちょっと待ってくださいと、ただ黒島副議長のやつは黒島さんの見解の弁護士も入れて町の顧問弁護士が来てもらってという案ですけれども、現実的には通常はね、相手側と町との相違があって弁護士がやり取りするとか法定に行くのはあるんだけど、町と。あっちがよろしいならそこで今度町も何かあったときには、議会も何かあったときには、町村会の弁護士使うの。どっちにしても。

だから、その弁護士に違いますってこともなかなか議会としても頼めないんじゃないかなと思う。実際。だって普通はこっち側の弁護士を選定するにしても、議会側の弁護士を選定するときも、そのことやるとしてでも誰を今度選定するかも。

○議員（黒島竹満君） それは最終的な話で、けども今は（聞き取り不能）その契約書に基づいて賃貸借だよって、売買だよってという部分に大きく問題があるわけだ。違う問題があるから。そこを解決しなかったらいつまで経っても解決できない。

そうすると、町側と議会との問題。これはもう今度また収支のことで金がどうだこうだってなったら、それは高すぎるんじゃないかってはねつけられる可能性だってあるわけだ。

だって、議会が承認しなかったらそれこそ修理できないことになってるから。だからそのところずっとここで、それが今いいよってなってしまったらそういう文句も言えなくなる。議会はさ。修理費なんぼ金かかってこれだけって上がってきた部分については。だからずっとそこまでいっちゃうからその前にある程度その辺を本当に借地契約なのか売買なのか、そこをそれによっては相当違うんだよ。考えが。

だから、そこを全体的にだから町は町の顧問弁護士にそこはきちんと調べてもらって出してもらったらいいし。

○議員（大久保建一君） 調べた結果がそうなんでしょ。

○議員（黒島竹満君） 食い違いがあるんだって。うちが聞いている弁護士と食い違いがあるから言うんだって。なかったら言わないって。

○議員（斎藤 實君） ただ黒島さん分かるけれども、議会でもって弁護士呼んで町の弁護士と相対するってそれはあり得ないでしょ。ここに大きな問題があるのであればいいけれども、解釈の違いだけで賃貸なのか大まかは賃貸契約なんです。そして 23 条に言う黒島さんが指摘する売買に等しい契約であると。だから、それは認めてるのさ。

だけでも、賃貸契約ですってことで相手と当時の町理事者が契約結んでいるわけだから、今我々が残されてもう 20 年近く、それで判断するたらどういうふうに判断するかっていったら出されたもので判断するしかないと思うんです。

○議員（黒島竹満君） だから、出されたものが本当にそれでいいのかどうなのかっていうのが分からないから。

○議員（横田喜世志君） だから、賃貸借と売買とでは修理に対する考え方が違っちゃうのさ。

○議員（斎藤 實君） 違って来るからそれは承知するのさ。

○議長（千葉 隆君） 売買だったら直さなくていい。だから直さないってことなのかいってことなのさ。さっきから横田さんは老朽化ならどうかって言ってるんだよ。直すことを前提に話してる。黒島さんの場合は売買だから直さなくていいって言ってる。

○議員（横田喜世志君） 賃貸だっていうからそこまで見るのかっていつてる。普通は鎮台でそういうことはできないんじゃないのって。

○議長（千葉 隆君） だからそこはさっき言ったように使用収益で状態にするために必要な部分かが基準になるということで、賃貸部分では修繕するか修繕しないかの範囲でしょって。

ただ、黒島さんは売買だからそもそも修理（聞き取り不能）ってこと。だから二人とちょっと関口さんはもうちょっと見解が少し違う部分があるかもしれないけれども。

○議員（大久保建一君） みんなバラバラ。

○議長（千葉 隆君） だから、その辺はあるんだけど、大方はほかの人達はそれは含んでるんだけど、ほとんど限りなく売買に近いんだけど、実態上はこれまでの 15 年、3 年 3 年っていうふうに推移してきたものは賃貸契約に同様な側面があるなって。ほとんど売買。売買なんだけれどもほとんどだけどもそういうあいまいな契約。そもそも。

○議員（黒島竹満君） そして繰り延べできるってなってるからその場で直さなくてもいい契約になってる。

○議員（大久保建一君） でも、売買と同じような賃貸契約って書いてるなら賃貸なんだべき。

○議長（千葉 隆君） でもそれを修復する感じで表題を直してきたって部分もある。だからここで大方がそういう修繕を限りなく限定したかたちで延長するというので、町長がここで一言これでお願ひするしかないって頼めばいいんだもん。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） だってそういうふうにしかないでしょ。

（何か言う声あり）

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） お願いするというよりもですね、議員の皆さんの意見は聞きましたので、意見を尊重しながらですね、我々としたら顧問弁護士に相談しながら、ただし先ほど黒島議員さんがおっしゃっているとおり、弁護士の考え方もいろいろあると伝えながら慎重にこれからですね、なかなか3月31日まで結論が出ないということで、延長しながら前回議員の皆さんからいただいた修繕する方向で町としては考えながら進めたいということでご理解いただきたいと思えます。

○議員（能登谷正人君） わかりました。その場合ですね、最後に3年間だったら無償譲渡するって、これはどうなりますか。3年契約でしょ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今回ご提案申し上げたのは、期間の延長ってことで期間を令和9年3月31日までに延長しますということで契約自体はそのまま維持されます。機関の変更とそれに合わせた貸付料の納付計画の延長ということになりますので、その納付が終わった段階で無償譲渡します。契約に基づいて。

○議員（能登谷正人君） それが町民の間では今かけようとする金額は3億なんですよ。

○議員（大久保建一君） それは別。それはなくなった。

○議員（安藤辰行君） それ泉源と水。

○商工観光労政課長（井口貴光君） それやらないです。

○議員（能登谷正人君） 今約500万円のお金を3年間貰ってそして最後に無償譲渡ってどういう意味。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 元々ですね、平成17年のときに契約を、これも話し元に戻りますが、賃貸借契約にしています。そのときに今ある建物の残存価格が約3,500万円だったと思えますが、その3,500万円の残存価格を契約期間の間、貸付料として設定して支払って行って最終的にその残存価格が全部支払いが終わったら無償譲渡しますって契約になっております。

なので、最終的には3,500万円は累計としてはお支払いしていただく。貸付料としていただくって流れになっています。それが契約が更新、何回も更新されてきていますが、今日お示した資料のとおりですね、この3月31日で494万800円がまだ支払うのに必要になる金額です。

これを3年間延長しますので、この支払いも合わせて引き続き10万円ずつ払っていただいて、最後に残った額を精算していただくっていうのが今回の変更になっています。

○議員（能登谷正人君） それでその前途中で有限会社が手を（聞き取り不能）

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○議長（千葉 隆君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 貸付期間中は町の町有施設ですので、たとえば倒産したといった場合はそこで契約を解除しておしまいになると思えます。建物は町のもののままで。

あくまでもこれ全部支払った段階で無償譲渡しますってことの契約になっておりますので、もし途中でそうなれば町の建物として言いしていくってことになると思えます。

○議員（能登谷正人君） 今の場合は、有限会社の名前ではなくて、町の名前で登記簿はなってるんですね。そのまま行くってことですね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） そうです。

○議員（能登谷正人君） 有限会社の名前にはならないってことね。

○議員（斎藤 實君） 3年間ね。

○議員（能登谷正人君） そうすると、銀行から借入するにしても。そこまでやっぱり我々は心配しないとね。やっぱり、おいそれ、右から左にってわけにはいかない。だから議論があってしかるべき、この問題は。特に町民の人たちがわいわいしていますので、何位も議論していなかったということではなくて、きちんと議論するものは議論して、しっかりとした会社なんでしょうけれども。

やっぱり町民の間では今のは分かりましたが、町民の間では無償譲渡が一番気になる、それだけお金かけたのをタダでくれるのかっていうそういういろんな考え方があるかもしれませんが、それが一番今までずっと話を聞いていると、ネックになってるんじゃないかなって。これらのこれ削除して一つ提案なんだけれども、この無償譲渡ってやつを削除して議案書上げたら、上げることってできるんですか。そうするとまた考え方が変わる。

○議員（大久保建一君） 契約は変わらないんじゃないの、もうしちやってる契約だから。元々の契約だから。今言っているのは3年間の期間だけを延長するって話だから。

○議員（能登谷正人君） だからそこを話し合いて議会がうるさいからとか、全部がうるさいわけではないけれども、やっぱりその辺は上手くやらないとこの問題落ち着かない。

○議員（大久保建一君） 町は譲渡しちやいたいんです。手を放したいんです町は。

○議員（能登谷正人君） 金かかるからでしょ。けどもその内容があまりにも表に出てきてないように感じるんだけれども。

○議員（黒島竹満君） だから今の説明だっちはじめて聞く人達がいるわけだ。当時残存価格 3,500 万円です。

○商工観光労政課長（井口貴光君） それ結構前に言っています。

○議員（大久保建一君） それ聞いています。

○議員（黒島竹満君） それで結局割賦販売になってるから。

○議員（大久保建一君） 議長、もう回ってるだけですよ。

○議長（千葉 隆君） だから何回も言うようだけれども、大方は延長することでの意見だと思いますが、何回も言うようですけども令和3年度の。

○議員（大久保建一君） みんなの意見を聞いたらいいいんじゃないですか。

○議長（千葉 隆君） みんなの意見を聞きます。一人ずつどうぞ。

○議員（黒島竹満君） 欠席している人もいますから。

○議員（赤井睦美君） 一度退席していただいたほうがいいんじゃないですか。あとは議員だけでお話しして。

○町長（岩村克詔君） いいですか。

○議長（千葉 隆君） はい。

【商工観光労政課職員退室】

○議員（大久保建一君） だって今あれでしょ、修繕費の承認を求めるわけじゃないでしょ。ただの延長でしょ。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） でもそれを慎重に判断したら割賦か。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） ということで、一人ひとり意見を聞いていきたいと思います。

○議員（黒島竹満君） 今の私の今までいったとおりです。とにかく延長は慎重に考えないと駄目だって。このあとに延長かけてから修理しますっていったときにとんでもない金額が出てきたときにもものが言えなくなる。だから本当の修理の範囲の中で、この中には修理の範囲って鹿家書いてない。

○議員（大久保建一君） だから認めないってことでしょ。

○議員（黒島竹満君） だから修理の範囲を超えてるわけだ。この間の全協で話をしても。だからもっとやっぱり弁護士の話の聞いたりなんだからして、もう少し知識を聞いてさ、判断したほうがいい。

○議員（大久保建一君） だから今の段階では認めないってことですよ。

○議員（能登谷正人君） 今黒島さんが言ったとおり私も考えています。やっぱり修理に係る金額を提示してもらわないと、いくらかかるかによって我々もその金額だったらやってもらったほうがいいんじゃないのって判断になるんだけど、あまりにも高い金額。

これは、今までずっと八雲の事業のやり方見てると最初から図面出して予算の金額とかそういうの後回しなんですね。それで、なんかいろんなものがぶつかってきてるような気がしますので、今回もやはり予算いくらかかるのか、予定価格で結構ですので出してもらえたらそれによって賛成に。あまりにも思ってるより高かったら反対させていただきます。

○議員（斎藤 實君） 今回の契約の延長は、期間の延長ということですからそれはそれで私は認めたいと思います。

ただ一つですね、賃貸契約の中でどれくらいまで議会として金額認めれるのかなっていうことは少し議員同士で多少議論の必要性もあるのかなって思いますけれども。以上です。

○議員（三澤公雄君） 僕はやっぱりこれまでの町の姿勢を考えたら議長はね、間撮って経営に支障がない部分と言ってるけれども、契約書の読み方も含めてもう一回せつかく時間を確保して議会からも提案するというで今のかたちになっていると思うので、副議長が言うような副議長の見解を支えている弁護士さんの話も聞きながら契約書の勉強を皆さんでして、議会の中でそれに沿うわけじゃなくて勉強した結果、議会の中である程度契約書の共通の理解が出てそれをもって町の提案を考えるって一つ時間をとって勉強するって考えで、今すぐこの出された提案を受けるとはならないと思います。

○議員（宮本雅晴君） 私は認めるということで賛成だと思います。ここまで半年くらい口論していろんな意見交換をしたり、全協やったり常任委員会やってもまた空回り空回りの同じことを何回やっても同じ話ばかりが出てきて納得いかないって、纏まらないのが今のところの流れだと思います。

今回はこれ3年延長するという部分で悪い部分をきちんと把握して修繕できるのか、譲渡するときそのままやるのかっていう部分を判断するだけだから、もう私がこれを聞いてたのは3年前か

ら譲渡するってことで管理者から聞いていました。とにかく譲渡を進めてもらいたいと。とにかく、町はこの財産を負の財産というか町として重たいと。

だから、おぼこをひらたさんにやってもらいたいと、譲渡してもらいたいと。それでご要望があったかというかどうかというふうにしたら譲渡していただけるだろうって町の打診が3年以上前ですかね、ありました。

それで町長から言われて何回か接触して、その流れでやっぱり進んできたけれども、藤巻さんの時代にはコロナでなかなか進めれなくて。

○議長（千葉 隆君） 宮本さん、今回の部分の認めるか認めないかだけ。

○議員（宮本雅晴君） 認めます。

（何か言う声あり）

○議員（赤井睦美君） 私は三澤さんと一緒に勉強したいです。何が一番悪かったかって自分の中で思うのはサーモンにしても、これにしても書類が後出しで信頼関係がない。町長って言ったら悪いけれども、町長との信頼関係がなくなってしまったからそこからが問題だと私は思っていて、延長せざるを得ないというのは大久保さんがおっしゃったように私たちが今まで議論してきたから延長せざるを得ないっていうのは分かるんだけど、やっぱり信頼関係ちゃんと築けるようにしなきゃ私達も勉強したいと思うので、これはギリギリまで待ってもらいたい。

○議長（千葉 隆君） ギリギリってどれくらい。

○議員（安藤辰行君） 今月いっぱいだべ。

○議員（赤井睦美君） みんなで勉強して。

○議員（安藤辰行君） 自分はね、町の意見も分かるんですけども、黒島さんも売買か賃貸かで、要するに売買なら直す必要もないだろうし。そういういろんな意見が出てくると思うので、その辺もちょっと一理あるとか、町の説明もそれも一理あるなということもさっき三澤さんも喋ったけれども弁護士さんの話も聞いて勉強するのも一理あるなと。

自分は、どっちにしたらいいかなというのは迷ってしまっていて、決めかねないという。すみません。

○議員（大久保建一君） そしたら表明しないってこと。

○議員（安藤辰行君） しないってことで。

○議員（大久保建一君） 私はさっきと同じで、議会が今までやってきた結果がこれを招いているので、延長せざるを得ないと思っています。皆さんが心配しているように修繕費の話はたとえば中古車くらい、100万円も価値のない中古車に1億かけられて言ったらおかしい話だってなるだろうし、それはそれで判断するけれども、今3年延長しないとない。契約期間が目の前にあると考えたら賛成です。

○議員（関口正博君） 自分は正直に言って、町に求めたいのは毅然とした態度です。だから、このレクリエーションセンターに関しては、このあと井戸の問題もあるので、ここでしっかりと区切りをつけるって態度を示していただきたいという思いで、僕は延長を認めたくないです。

○議員（横田喜世志君） 現契約をそのまま延長するというのも大反対です。やっぱり責任の所在も全然はっきりしていないというふうに思うし、なおかつ先ほどから出ていますように、堂々巡りの賃貸か売買かっていうのも見解が分かれるのが続いているので、このまま認めるわけにはいかないと私は思っています。

○議員（佐藤智子君） 三澤さんや赤井さんと同じです。認めない。

○議長（千葉 隆君） それでも認めないって人が多いんですけども、それでもその中に勉強をすることを条件に認めないって人もいるから、この勉強したらそれも困ったことで（聞き取り不能）。

だから、またこれ中途半端になるんだよね。そしたら 29 日今赤井さんから一定程度って言ったけれども、3月 31 日まで勉強してもギリギリでどうしようもないから、2 月中に勉強するというけれども、何を勉強するの。

○議員（安藤辰行君） 結局、売買か賃貸か。

○議員（黒島竹満君） 今の契約書に基づいて本当に向こうの顧問弁護士の言うとおりに、全部直して。

（何か言う声あり）

○議員（大久保建一君） 黒島さんの弁護士呼んだら売買になるんだろうし。誰が講師で勉強するの。

○議員（三澤公雄君） 町からはずっと賃貸の解釈のことは聞いてきたよね。だから、町村会の弁護士であれば変な話そうじゃない解釈の仕方がどういうふうにこの契約書から導き出すのかを聞いた上で、両方聞くことになるよね。そういう意味で。

○議長（千葉 隆君） 違う弁護士が出てきたら違う弁護士の話も聞くのかいって。

○議員（三澤公雄君） だって、修繕ってフリーハンドで与えたら、この間まで過大な修繕提案をされてたんでしょ。今日の話聞いたらすごく理屈が通るのさ。町民にも僕ら説明しやすいし。

だけど、ついこの間まで。

○議員（大久保建一君） トーンダウンしてる。

○議員（安藤辰行君） 前は前回。今回は今回。

（何か言う声あり）

○議員（三澤公雄君） 僕たちはこの契約書からくる修繕って範囲をもっと明確に僕らが理解したら、今度町側の提案に対してもっと明確な判断で。

○議長（千葉 隆君） でも、貰っているのは町のやつも副議長ももらってるけれども、建物の価値状態に照らして、あまりにも過剰な修繕費用を要する不具合については、修繕義務は負わないと総括される場合もありますというのは町も。

○議員（三澤公雄君） その返事はしたよね、今日。

○議長（千葉 隆君） それは貰ってるのさ。だから、それに基づいて契約書には修繕って書いてるけれども、民法上の 606 条に基づく修繕だよって。それで、その修繕は関口さんも言っていたけれども、主要収益の話が出てきて、それができる状態にするために必要な限度だよって。だから、老朽化のための修繕はしないよってということを言ってる。

○議員（黒島竹満君） 今回初めてそれが出てきた。

○議員（三澤公雄君） そこを逸脱しないってことであれば延長も良いかなって。今日突然態度が変わった信頼性。

○議員（大久保建一君） だけど今勉強したいと言っていたのは賃貸か譲渡の話でしょ。

○議員（黒島竹満君） 直す範囲だって。

○議員（三澤公雄君） 賃貸とあれで変わるってこと。

○議長（千葉 隆君） 変わるってことは、そのやつは町のほうは他の弁護士さんが言われても原油の契約は有効だから遡った契約は無効だよって。

○議員（黒島竹満君） だから今の契約書に基づいて聞けば、そういうふうになって過剰な修理は。

○議長（千葉 隆君） だから副議長、それは修理の話でしょ。

○議員（黒島竹満君） そういう話ししてないしょ。

○議員（三澤公雄君） 今日はしたしょ。

○議長（千葉 隆君） だから、原油の契約に基づいたら売買なのか売買じゃないのかと言ったら売買じゃないでしょ。原油の契約書に基づいたら。

○議員（黒島竹満君） 売買に近いって書いてる。それと文言を見たらあの中身の文言を見たら結局、売買だよっていうふうに出の相談している弁護士が言ってるわけだ。

○議員（安藤辰行君） 要するに支払いしたら、犯罪するから名義も変わるから売買にはなるんだっけさ。

○議員（関口正博君） だから 490 万を払い終わった時点で割賦に変わる。これはテクニックなの。

○議員（安藤辰行君） それまでは賃貸だから直さないとな。

○議員（関口正博君） だから今の段階ではまだ賃貸。だから払ったら割賦に変わる。

○議員（安藤辰行君） だから延長して直して、終わったら。

○議員（関口正博君） だからすごい契約書。

○議員（安藤辰行君） だからそれでみんな納得したらそれでいい。勉強しなくても。

○議長（千葉 隆君） だからそのギリギリまでは賃貸なのさ。払った時点で割賦に変わるからその時点で契約が成立して、名義が変わった時点の話だから。そのときまで。

○議員（安藤辰行君） それだったらそれで納得する。

○議員（佐藤智子君） 3年延長の間にこっちで直してやろうとしてるわけでしょ。

○議員（安藤辰行君） 直さないとな。

○議員（佐藤智子君） 浄水と泉源は直すんでしょ。

（何か言う声あり）

○議員（佐藤智子君） やらないって言ってたけれども、本当にやらないの。

○議員（能登谷正人君） そういうことばかり言うから駄目なんだ。

○議員（安藤辰行君） 駄目だ、ちゃんと聞かないと。

○議長（千葉 隆君） だから何回も言うようだけれども、現時点ではいろいろな解釈があるけれども、賃貸借契約の契約期間中であるということはだいたいの方が認めてもらった。ただ割賦という部分も払い終わったときには割賦になると。

（何か言う声あり）

○議員（黒島竹満君） 払い終わったら割賦も何もない。名義が移って相手のものになっちゃうんだから。何が割賦に。

○議員（関口正博君） 契約書の特約のところに払い終わったら割賦の文字があるから、契約書の中にあるから、弁護士によってはこれを割賦と判断するの。

だって、契約書に書いてるから。これは社長の言うこともそうだし、町の顧問弁護士が言うこともそうなのさ。

○議員（黒島竹満君） だからそういうことを勉強しようって。

- 議長（千葉 隆君） 勉強しても。
- 議員（黒島竹満君） 範囲が分かるから。割賦というのはどういうものか、払い終わってから割賦って。
- 議員（関口正博君） 同時にこんなパターンはないって。ありえないって。
- 議員（黒島竹満君） 何のためについてるのか。
- 議長（千葉 隆君） そしたらちょっと整理してもう一回違う日にやるか。
- 議員（赤井睦美君） それでやっぱり。

（何か言う声あり）

- 議長（千葉 隆君） 同じだけど水源と泉源の話まだしてる人もいるし。
- 議員（安藤辰行君） ちゃんと宿題出したほうがいい。
- 議員（黒島竹満君） ちゃんと会派で勉強すれ。
- 議員（赤井睦美君） やっぱり町からの提案を拒否するのもいいんだけど、議会としても最低限こうしてくれってさっき言っていましたが、修理するならこれこれこれってああいうこときちんと整理して提出するっていうのも大事だから。
- 議員（安藤辰行君） 文言にちゃんと入れるって。
- 議員（黒島竹満君） その辺もこの間はさ、その項目を出すことになってるんだから、どういうところを直すか。それを出してもらわないと駄目。
- 議員（安藤辰行君） だから写真撮って打ち合わせ中って。
- 議員（黒島竹満君） 議長と下に言って喋ったときはすぐにできるって話してた。

（何か言う声あり）

- 議員（大久保健一君） とりあえず、もう締めましょう。
- 議員（三澤公雄君） 範囲が示されたら信頼が解決するってことでしょ。
- 議長（千葉 隆君） その辺も含めて次の日やろ。
- 議員（斎藤 實君） ただ、あなた達も町理事者と話をしているいろいろコミュニケーションとったなら、その辺考え方こうだってことくらい、やる前に説明したっていいんじゃないの。
- 議員（赤井睦美君） そう思います。
- 議長（千葉 隆君） 今日のやつはしてないよ。その前のときはしたけれども。
- 議員（黒島竹満君） その前のはただ報告に言っただけの話。全協でやったやつの報告をしに行った。そのときにすぐに写真を撮りに行ってってくらいの話くらいはした。

（何か言う声あり）

- 議員（黒島竹満君） それで理解できるなら賛成すればいいし、反対の人は反対したらいいし。本当にその契約書の中身を自分たちで分からないこともあるでしょ。支払い終わってから割賦の話が出てきたり。そして、途中で泉源の話が出てきたりしてるから。
- 議員（大久保健一君） 宣言の話してるの佐藤さんだけ。
- 議員（黒島竹満君） そういうのをきちんと。
- 議長（千葉 隆君） じゃあどうします。

（何か言う声あり）

- 議員（黒島竹満君） 延長はとにかく今月いっぱい延ばすことになってるから、それまでの間に。
- 議員（大久保健一君） 今月いっぱい行政のほうはいいんですか。

- 議員（安藤辰行君） 間に合わない。
- 議員（黒島竹満君） 何が間に合わないの。
- 議員（宮本雅晴君） 3月に上程したいんだべ。
- 議員（黒島竹満君） だから何が間に合わないんだか。
- 議員（安藤辰行君） 早くやりたいんだべさ。
- 議員（黒島竹満君） やりたいといってもこれから金額出てきたら。

（何か言う声あり）

- 議員（大久保建一君） 3年延長する予定で金額出すんだから。
- 議員（安藤辰行君） だからそれがいいか悪いか。それを認めてもらえたら。
- 議員（黒島竹満君） その辺だってわからない話。
- 議員（大久保建一君） だからそういつてしまったらどうにもならない。
- 議員（安藤辰行君） だからとりあえず認めたらいいんじゃないの。
- 議長（千葉 隆君） 良いの、安藤さん。変わる。延長は認めると。

だけでも、金額の部分については早急に先に出せと、でいいかい。駄目。

- 議員（安藤辰行君） いいですよ。
- 議員（黒島竹満君） だから契約書見て精査することになったんだから。それでいけばいいでしょって。そして、最終的に29日なら29日までに判断したらいい話。今全協で。
- 議長（千葉 隆君） だから29日までに。何月何日に学習会やるの。やるんでしょ。
- 議員（黒島竹満君） だから向こうの弁護士だって。
- 議長（千葉 隆君） 弁護士は来ないって。
- 議員（安藤辰行君） こっちの弁護士。
- 議員（黒島竹満君） 説明にくるって言ってるんだから、契約の範囲が分かるか、なんも弁護士呼んでもいいでしょ。そのときにもしあれなら議長一般質問してるから承認になってくれっていうかもしれないけれども。
- 議長（千葉 隆君） 承認とかの問題じゃない。
- 議員（黒島竹満君） 一般質問の内容をあれしてっていうかもしれない。議事録に残ってるから。
- 議員（佐藤智子君） 来てもらうにしても目処たてないと。
- 議員（黒島竹満君） だから、こっちの時間だけに合わせてもらえないって。忙しいし。
- 議員（佐藤智子君） 聞かないとないでしょ。
- 議員（能登谷正人君） だから向こうに聞かないとないでしょ。
- 議員（黒島竹満君） だからとにかく29日までは全協で結論。
- 議長（千葉 隆君） だから29日に全協を最終的にやるからやるか。

（何か言う声あり）

- 議員（能登谷正人君） 散々議論させといて振り回されて。まいつちゃうな。
- 議員（黒島竹満君） 早急に連絡とって、いつならいつくるって連絡します。
- 議員（赤井睦美君） その勉強して反対に回る人はいないわけでしょ。延長を認めるって方がやっぱり反対ってことはあまりないでしょ。
- 議員（大久保建一君） 何を勉強するのかよくわからないけれども、別に契約だとか法的知識を勉強しましょうっていうならそれは反対しないよ。それで意見が変わるとも思わないけど。

- 議長（千葉 隆君）　そして協議は29日の1時から。
- 議員（斎藤 實君）　そして弁護士のは。
- 議長（千葉 隆君）　それは任意でやるんだから。その勉強会は任意だから参加する人もいたら参加しない人もいる。
- 議員（大久保健一君）　全協が29日の1時。これで結論を出すってことね。
- 議長（千葉 隆君）　勉強会はそれ以前に黒島さんの弁護士が来るから、それは黒島さんが連絡するって。
- 議員（大久保健一君）　勉強会は任意ってことね。
- 議員（赤井睦美君）　それで29日の全協で結論を出すと。
- 議会事務局長（三澤 聡君）　議場で。
- 議員（大久保健一君）　それでも結論出ないってことにはならないでしょ。
- 議長（千葉 隆君）　その代わり29日に全部結論付ける。
- 議員（黒島竹満君）　それまでに賛成か反対か結論出すしかない。
- 議員（斎藤 實君）　私は弁護士さんと呼ぶのは反対だな。
- 議長（千葉 隆君）　それは任意だから。
- 議員（黒島竹満君）　出なくてもいいんだよ。
- 議長（千葉 隆君）　ということでこれで終わります。
- 黒島さんのは、あとで連絡します。

[閉会 午後 2時45分]